

**男女共同参画計画の策定に向けて
～市町村のための計画策定の手引き～**

(平成26年度改定)

平成27年2月 福島県

はじめに

はじめに

男女共同参画社会とは、男性も女性も、社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、ともに責任を担う社会です。法の下の平等がうたわれていても、私たちの社会には依然として男女間の格差が存在し、性別による不平等感を感じる人が多くいます。

県は、すべての県民の方が個人として尊重され、その個性や能力を自らの意思によって発揮することができる、男女共同参画社会の形成に重点的に取り組んできました。

しかし、本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災及びその後の原子力災害においては、災害対応や避難所運営など様々な意思決定過程等への女性の参画が不十分であり、災害対応等に女性や生活者の視点が十分に反映されないなどの課題が浮き彫りになりました。

このため、平成24年度改定の「ふくしま男女共同参画プラン」では、「復興・防災における男女共同参画の推進」を基本目標の一つとして据え、復興・防災の過程における女性の参画促進と多様な意見を反映した取組を進めるとともに、男女共同参画社会の形成に向けて、女性の更なる活躍への支援や、仕事と生活の調和を図るための就業環境づくりなどの施策を、より一層総合的かつ効果的に進めることとしています。

男女共同参画社会を形成していくためには、各地域の特性や進捗に応じた施策をきめ細かく実施することが必要です。そのためには、各々の市町村が、実態に応じた施策の方向性をつくり、計画的に実施していくことが望まれます。このため、男女共同参画社会基本法においては、県のみならず市町村においても、その責務を定め、できる限り速やかな計画の策定を求めています。

本書は、市町村の男女共同参画計画の策定に関して、できるだけ作業しやすいよう、計画に必要な項目や手順などをまとめたものです。現在策定中、あるいは策定を検討中の市町村におかれましては、是非本書を活用いただきますとともに、男女共同参画社会形成に向けて各種施策を積極的に展開していただきますよう、期待します。

平成27年2月

福島県生活環境部青少年・男女共生課長

宍戸 志津子

目次

目次

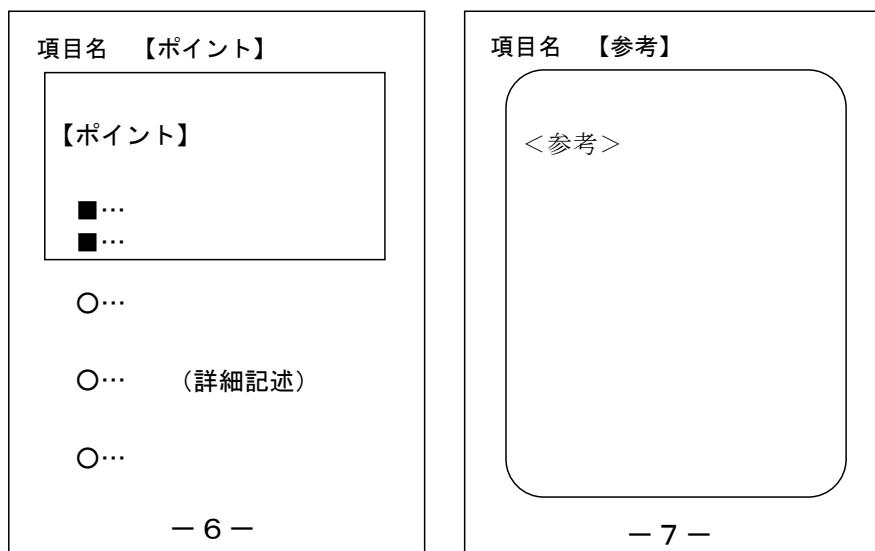
1 男女共同参画社会形成の必要性	1
(1) なぜ「男女共同参画社会」は必要なのか	2
(2) 基本的な理解のために～男女共同参画社会基本法・県条例の理解～	3
① 男女共同参画社会基本法のポイント	3
② 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例のポイント	4
(3) 市町村における計画策定の意義	6
 2 策定のための準備	8
(1) 体制の整備	9
① 策定のための府内体制を整備する	9
② 諮問機関の整備	12
(2) 策定スケジュールと予算措置	15
① 策定のためのスケジュール	15
② 予算措置	16
 3 把握すべき基本事項	17
(1) 世界・国・県の動き	18
(2) 地域社会の状況をデータで見る	23
(3) 住民意識調査の実施	28
 4 計画の位置付けとその内容	34
(1) 計画の位置付け	35
(2) 計画の内容	36
① 計画の体系	36
② 現状と課題を体系毎にまとめる	38
③ 施策の方向及び具体的施策の検討	40
④ 指標の設定	42
(3) 住民の意見を聴取する	44
① パブリックコメントの実施	44
② 意見交換会の実施	47
(4) 計画の決定・広報啓発	48
 5 計画の進行管理	49
(1) 進行体制（担当部局・本部会議・諮問機関）	50
(2) 進行管理（PDCA）	51
 参考資料	53
・ 男女共同参画社会基本法	
・ 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例	
・ 県民意識調査票	

1 男女共同参画社会形成の必要性

【留意事項】本書の見方

- 項目毎に、まず【ポイント】を枠囲みで示し、続いて○以降に詳細な記述を掲載しています。字体は、ゴシック体。
- 県のプランからの引用や策定作業における県の事例を【参考】として、枠囲みで示しています。字体は、明朝体。

【ページ構成例】



※【参考】が無い項目や、【ポイント】に県の例等が含まれる場合があります。

1 男女共同参画社会形成の必要性 【ポイント】

1 男女共同参画社会形成の必要性

(1) なぜ「男女共同参画社会」は必要なのか

【ポイント】

- 男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別にかかわりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会です。
- 国際的に、男女共同参画社会に向けた取組みが進められており、日本においても、男女共同参画社会基本法の制定など、推進が図られています。
- 男女の役割を固定的にとらえる性別役割分担意識が根強く、その解消が望れます。
- 性別にとらわれない働き方ができるよう、男女共同参画の視点で「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を進める必要があります。
- 様々な意思決定過程に、男女の意見がバランス良く反映されるよう、女性の参画の促進が必要です。
- 男女間のあらゆる暴力の根絶とそれぞれの性に応じた健康支援が必要です。

○ 男女共同参画を進める動き

1975年（昭和50年）の国際婦人年以降、人間らしく平等に生きたいという女性たちの意識の高まりは世界的な広がりを見せ、各国で男女平等に向けた様々な取組みがなされています。

我が国においても、男女がともに一人の人間として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる社会の形成に向けて、「男女共同参画社会基本法」の制定など男女平等に関する法制度の整備が進んでいます。

○ 男女共同参画の視点から見た社会経済の状況

しかしながら、社会慣行や制度、そして人々の意識の中には、いまだに男女の役割を固定的にとらえる考え方方が根強く残っており、真の平等実現の妨げとなっています。また、女性にはパート労働が多く、非常に不安定な状態であったり、男女の賃金格差や妊娠・出産による不利益な扱いが雇用の場において依然として見受けられるとともに、女性の管理職、議会議員などが非常に少なく、女性の参画が遅れており、その能力が十分に発揮されているとは言えません。一方、男性優位の意識や経済力の格差は、女性の自立や資産形成を妨げるとともに、女性に対する暴力や人権侵害を生み出す土壤となっていることが指摘されています。加えて、本県の自殺者は中高年の男性に特に多く、経済生活問題を原因・動機とするものが増加傾向にあり、これは男性が経済的な責任を負いながら、厳しい経済社会情勢の中で、失職や収入減少などの困難に直面したり、長時間労働などにより心の健康のバランスを崩すケースが多いものと考えられます。

○ 男女共同参画社会の必要性

このように、性別役割分担意識にとらわれた考え方や行動は女性への人権侵害につながるだけでなく、個人の多様な生き方の可能性を狭め、自立を妨げるものとなることから、人権の尊重を前提とした男女の対等な関係を目指し、性別役割分担意識に基づく制度や慣行の解消に努めていくことが必要です。

さらに、長期にわたる経済活動の低迷と雇用環境の悪化、少子高齢化と家族形態の変化等、わが国の社会経済環境は急激に変化しており、この変動を乗り切るためにも、男女が性別にかかわりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会「男女共同参画社会」の実現が求められています。（ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）より）

1 男女共同参画社会形成の必要性 【ポイント】

(2) 基本的な理解のために～男女共同参画社会基本法・県条例の理解～

① 男女共同参画社会基本法のポイント

【ポイント】

- 男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国を決定する最重要課題と位置付けています。
- 男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成についての基本理念や方向性を示し、国・地方公共団体及び国民の取組みを総合的かつ計画的に推進するために制定されているものです。
- 基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を以下のとおり掲げています。
 - ・ 男女の人権の尊重
 - ・ 社会における制度又は慣行についての配慮
 - ・ 政策等の立案及び決定への共同参画
 - ・ 家庭生活における活動と他の活動との両立
 - ・ 国際的協調
- また、基本法には、行政（国・地方公共団体）と国民それぞれが、果たすべき役割を定めています。

※ 男女共同参画社会基本法の全文は、参考資料（p. 53～）にあります。

○ 男女共同参画社会基本法を理解する

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会を形成するための基本的な規定であり、その内容や趣旨を理解することは、男女共同参画計画を策定する上で、非常に重要なことです。

○ 男女共同参画社会基本法における男女共同参画社会の定義

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

（男女共同参画社会基本法第2条）

○ 男女共同参画社会基本法における5本の柱（基本理念）

☆ 男女の人権の尊重（男女共同参画社会基本法第3条）

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

☆ 社会における制度又は慣行についての配慮（男女共同参画社会基本法第4条）

固定期的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

☆ 政策等の立案及び決定への共同参画（男女共同参画社会基本法第5条）

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

☆ 家庭生活における活動と他の活動の両立（男女共同参画社会基本法第6条）

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

☆ 国際的協調（男女共同参画社会基本法第7条）

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

※内閣府HP「男女共同参画社会」って何だろう？ より

1 男女共同参画社会形成の必要性 【ポイント】

② 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例のポイント

【ポイント】

- 県は、男女共同参画社会の形成を目的として、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」（以下「県男女共同参画推進条例」という。）を制定しています。
- 男女共同参画の推進に県民の総意として取り組んでいくことを決意し、県男女共同参画推進条例を制定しています。
- 男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる項目を定めています。

※ 県男女共同参画推進条例の全文は、参考資料（p. 53～）にあります。

○ 県男女共同参画推進条例を理解する

県の条例は、男女共同参画に関する現状認識及び福島県の特徴を踏まえて、制定しているものであり、その基本理念及び各行動主体の責務、施策の基本となる項目などは、県内市町村の計画においても参考となるものです。

○ 基本理念（条例第3条）

- ・ 男女の人権尊重
- ・ 社会における制度や慣行が、男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮
- ・ 政策等の立案から決定までの過程への共同参画
- ・ 家庭における活動と職場、学校、地域等における活動への共同参画
- ・ 生殖に関する男女相互の意思の尊重と健康な生活を営むことへの配慮
- ・ 國際的協調

○ 責務（条例第4条～第6条）

【県】

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定・実施する。
- 県民、事業者及び市町村と連携して取り組む。
- 県民、事業者及び市町村に対し男女共同参画の推進に関する情報提供などの支援を行う。
- 必要な体制整備、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

【県民】

- 社会のあらゆる分野で、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 性別による固定的役割分担意識に基づく制度・慣行の改善に努めなければならない。
- 県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【事業者】

- 積極的に男女共同参画を推進に努めなければならない。
- 職場と家庭の両立ができるような職場環境の整備に努めなければならない。
- 県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

1 男女共同参画社会形成の必要性 【ポイント】

- 基本的施策（条例第9条～第20条）
 - 基本計画（第9条）
 - 施策の策定等に当たっての配慮（第10条）
 - 県民・事業者の理解の促進（第11条）
男女共同参画への理解を深めるため、あらゆる教育の場において広報・啓発を行います。
 - 調査研究（第12条）
男女共同参画を阻害するような社会における制度や慣行と、男女共同参画の施策策定に必要な事項について調査研究を行います。
 - 積極的改善措置への支援（第13条）
 - 意思決定過程における男女共同参画促進と支援（第14条）
 - 女性の人材育成（第15条）
積極的改善措置の考え方に基づき、女性の人材育成のための教育・研修機会の充実に努めます。
 - 家庭生活と職業生活の両立支援（第16条）
現在、多くの世帯で課題となっている家庭生活と職業生活の両立について支援を行います。
 - 自営業に従事する女性に対する支援（第17条）
農林水産業や商工業など、家族経営による自営業に従事する女性に対する支援を行います。
 - 性別による人権侵害の防止（第18条）
性別による人権侵害の防止に努めるとともに、事案が発生した場合には相談や一時保護などの支援を行います。
 - 事業者からの報告徴収等（第19条）
県内の事業所における男女共同参画の状況を把握することにより、取り組むべき課題を明らかにし、効果的な施策編成を図ることを目的として実施します。
 - 実施状況の公表等（第20条）
男女共同参画の推進状況や男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を毎年公表します。
- ※ 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」パンフレットより

1 男女共同参画社会形成の必要性 【ポイント】

(3) 市町村における計画策定の意義

【ポイント】

- 市町村は、男女共同参画基本法により、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画を勘案して、計画を定めるよう努めることとされています。
- 地域生活や家庭生活と密接な接点がある市町村行政において、男女共同参画の視点を持って、施策を展開することは、男女共同参画社会の形成を大いに推進するものと考えます。
- 男女共同参画に関する分野は、広範多岐にわたることから、その推進のためには、部局を超えた連携が必要となってきます。施策を総合的に、かつ体系的に展開していくため、基本となる計画を策定し、共通認識のもとに、効果的に取り組んでいくことが重要です。

○ 男女共同参画社会基本法における記述

市町村の男女共同参画計画について、男女共同参画社会基本法では、以下のように規定しています。

男女共同参画社会基本法（抄）

※ 男女共同参画社会基本法の全文は、参考資料（p. 53～）にあります。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 省略

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

○ 市町村行政との関係における必要性

男女共同参画社会の形成のためには、住民一人一人が、男女共同参画の視点を持って、行動することが必要であり、固定的な性別役割分担に囚われない意識の醸成が重要です。

しかしながら、県民意識調査（H21 福島県）の結果から、「習慣・しきたり」の面で、男女の平等感が引き続き低いことが明らかになっており、習慣・しきたりの多くは、地域生活・家庭生活の中に存在するものであることから、地域生活・家庭生活に密接な関係がある市町村行政においても、この分野における取組みを充実させる必要があります。

○ 計画策定の必要性

男女共同参画社会の形成を進めるための施策は、教育、メディア、国際、労働、企業活動及び保健福祉など、広範囲において多岐にわたっており、部局間で連携して、総合的かつ体系的に展開していくためには、計画を策定することが非常に効果的です。

また、各部局の取組みにおいては、男女共同参画の推進を主たる目的としえないものもあると考えますが、男女共同参画に関する基本計画を、共に策定し、進行管理していくことで、各部局において、男女共同参画の視点をもって、事業の推進にあたるものと考えられます。

1 男女共同参画社会形成の必要性 【参考】

<参考>

ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）における関係記述

○ 計画における重点的な取組みと代表指標

計画の推進にあたって重点的に取り組んでいく項目及びその進捗状況を測るための代表的な指標を以下のとおりとしています。

① 家庭・地域における男女共同参画の実践拡大

男女共同参画についての認知度は着実に増加していますが、県民意識調査によると、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く、家庭や地域に多く存在する「習慣・しきたり」において男女の平等感が引き続き低いことが明らかになったことから、家庭や地域における男女共同参画の広がりや実践の拡大を目指します。

【代表指標】

現状値 H24

目標(期待)値 H32

市町村における男女共同参画計画の策定率

44.1% → 84%以上

○ 計画の内容における記述

基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

【目標】

男女共同参画社会について、広く県民の理解・協力が得られるよう、県・市町村といった行政や多様な団体による広報・啓発を推進し、全県的な取組を目指します。

【現状と課題】 (抜粋)

(前略) 男女共同参画に関する広報・啓発については、県や市町村が重要な役割を担っていますが、男女共同参画推進のための計画について、県内市町村の策定率は44.1%（平成23年4月）と全国平均65.9%（平成23年4月、東日本大震災の影響により未調査市町村を除く）と比べ低い水準にあることから、未策定の市町村には計画の策定が望されます。（後略）

【具体的な施策】 (抜粋)

⑥男女共同参画計画の策定は着実な推進のために有効であり、また行政内部の意識改革にも効果があることから、市町村の計画策定に関する取組等を積極的に支援します。

【市町村に期待すること】

地域の実情にあった男女共同参画計画の策定など、男女共同参画推進に向けた取組について、住民の参画を確保しながら積極的に進めることができます。

【指標】

【No.】項目	H24現状値	H32目標(期待)値
【7】市町村における男女共同参画計画の策定率	44.1%	84%以上

2 策定のための準備

2 策定のための準備 【ポイント】

2 策定のための準備

(1) 体制の整備

① 策定のための庁内体制を整備する

【ポイント】

- 男女共同参画社会の形成のための施策は、広範多岐にわたるため、全庁的な体制（本部会議等）を整備する必要があります。
- 策定の段階から、関係各課と協議を重ね、共通認識にたった計画の内容とすることが重要であり、事務担当者レベルのワーキンググループ等を設置します。
- 庁内体制は、既存の庁議、連絡調整会議等を活用することも可能です。

庁内体制のイメージ

○ 庁内体制

庁内体制は、概ね以下の二つを整備する必要があります。

- ・ 本部会議
計画の内容を決定する機関
- ・ 幹事会（ワーキンググループ）
計画の内容を検討する機関

本部会議

- ・ 首長、副市町村長
- ・ 各部局長

↑ 検討・報告

幹事会（ワーキンググループ）

- ・ 担当課
- ・ 関係各課

○ 本部会議

「本部会議」は、計画の決定機関であり、後述する計画のための「進行体制」（p. 49）となるものでもあることから、

- ・ 首長や副市町村長など、行政機関における決定権を持つ役職者を長、
 - ・ 各部局の長等を構成員、
- とするなど、策定に関する全庁的な意識を統一するために、整備する必要があります。

○ 幹事会（ワーキンググループ）

詳細な計画の内容を検討していくためには、事務担当者レベルのワーキンググループを持つ必要があります。

ワーキンググループでは、関係各課の担当者における男女共同参画に関する基本的な事項への理解を深めることから始める必要があります。

ワーキンググループの作業を通じて、庁内に男女共同参画に関する意識を浸透させる効果が期待できます。

2 策定のための準備 【参考】

<参考> 県の庁内体制

県は庁内体制として「福島県男女共同参画推進本部」を設置しており、設置要綱は以下のとおりです。

福島県男女共同参画推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会の形成を目的として、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、福島県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合企画及び調整に関する事。
- 二 「ふくしま男女共同参画プラン」の推進及び進行管理に関する事。
- 三 その他、男女共同参画に関する施策の計画的かつ体系的な推進に関する事。

(組 織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職 務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長の事務を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、推進本部の事務に従事する。

(会 議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 推進本部の会議に、必要に応じて助言者を招へいすることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案の調整・検討を行う。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、生活環境部政策監の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(庶 務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、生活環境部人権男女共生課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月21日から施行する。
- 2 福島県男女共同参画行政連絡会議設置要綱（昭和58年10月11日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 策定のための準備 【参考】

別表第1

警察本部長、教育長、直轄理事、総務部長、企画調整部長、生活環境部長、保健福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、土木部長、会計管理者兼出納局長、企業局長、病院局長、総合安全管理担当理事、文化スポーツ局長、観光交流局長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長

別表第2

知事直轄	広報課長
総務部	総務課長、職員研修課長、人事課長
企画調整部	企画調整課長
文化スポーツ局	文化振興課長
生活環境部	生活環境総務課長、青少年・男女共生課長、国際課長
保健福祉部	保健福祉総務課長、子育て支援課長、社会福祉課長、高齢福祉課長、児童家庭課長、健康増進課長、地域医療課長
商工労働部	商工総務課長、雇用労政課長、産業人材育成課長
観光交流局	観光交流課長
農林水産部	農林企画課長、農業振興課長
土木部	土木企画課長
出納局	出納総務課長
企業局	経営企画課長
病院局	病院総務課長
議会事務局	総務課長
教育庁	教育総務課長、社会教育課長、義務教育課長、高校教育課長、健康教育課長
警察本部	警務課長、生活安全企画課長
監査委員事務局	監査総務課長
人事委員会事務局	総務審査課長
労働委員会事務局	審査調整課長

2 策定のための準備 【ポイント】

② 諮問機関の整備

【ポイント】

- 庁外の意見を計画に反映させるため、諮問機関を設置します。
- 地域の実情を踏まえた計画内容とするためには、住民の意見や地域の実情に詳しい見識者の意見を取り入れていく必要があります。
委員の構成は、男女の比率、選出地域等において偏ることが無いよう、バランスの取れたものとします。
- 計画の策定後においても、諮問機関から、進捗状況等について意見を聴取することで、進行管理におけるチェックの充実を期待することができます。

○ 諮問機関の役割

諮問機関については、「〇〇審議会」「□□懇話会」「△△協議会」など、条例や要綱等を根拠に設置しますが、住民や各分野の代表といった庁外の「声」を計画に反映させるために非常に重要な機関であるといえます。

○ 諮問機関を設置する意義

庁内で検討した計画の内容等を提示し、庁外の意見を聞き、努めて反映させていくことで、策定後の計画の進行管理を、円滑に進めることができます。

なお、庁外の意見をより広く聴取する機会として、後述の意見公募（パブリックコメント）、説明会等があります。

○ 諮問機関の委員の構成

諮問機関の構成は、広範囲にわたる施策に対して意見を聴取するため、各分野の見識者等から選出することが重要です。

なお、委員における男女の比率や選出地域において、バランスの取れたものとし、様々な視点から意見を聴取することが重要です。

○ 策定後の諮問機関に期待すること

計画の策定後においても、諮問機関に事業の内容や計画の進捗状況等を示すことで、住民等の目線による計画の点検や見直しを期待することができます。

<参考> 県の諮問機関「福島県男女共同参画審議会」

県は、諮問機関として、条例により「福島県男女共同参画審議会」を設置しており、関係規定は以下のとおりです。なお、規定は、それぞれ抜粋しています。

○ 県男女共同参画推進条例（抄）※全文は、参考資料（p. 53～）にあります。

福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例（平成14年3月26日公布 福島県条例第17号）

第3章 福島県男女共同参画審議会（第21条～第23条）

第3章 福島県男女共同参画審議会

（設置及び権限）

第21条 知事の附属機関として、福島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事が適当と認める者のうち5名以内を公募するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

（規則への委任）

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○ 規則

福島県男女共同参画審議会規則（平成十四年三月二十九日 福島県規則第六十八号）

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例（平成十四年福島県条例第十七号。以下「条例」という。）

第二十三条の規定に基づき、福島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第二条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第三条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 策定のための準備 【参考】

(委員以外の者の意見陳述等)

第四条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求める意見を述べさせ又は説明させることができる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の議長となる。

7 第三条第三項及び第四項並びに第四条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、生活環境部生活環境総室人権男女共生課において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○ 委員の構成・選出団体

福島県男女共同参画審議会委員の構成（平成26年2月現在）

No.	分 野	選出団体
1	女性団体	福島県女性団体連絡協議会
2	N P O 等	男女共同参画に関する県内N P O団体
3	市町村	福島県町村会
4	学識経験者	県内大学
5	学識経験者	県内大学
6	労働（行政）	福島労働局
7	労働（経営者）	福島県商工会議所連合会
8	労働（労働者）	日本労働組合連合会福島県連合会
9	教育（学校）	県内中学校長
10	福祉（子育て）	県内活動団体
11	福祉（介護）	県内活動団体
12	国際	国際交流関係団体
13	法曹	弁護士
14	農業	福島県農業協同組合青年連盟
15	医療・保健	県内医師
16	福祉（被災者支援）	県内活動団体
17	女性の活躍促進 ワーク・ライフ・ バランス	県内企業
18～19	公募委員	一般公募による2名

※女性委員 11名／19名

2 策定のための準備 【ポイント】

(2) 策定スケジュールと予算措置

① 策定のためのスケジュール

【ポイント】

- 策定作業を円滑に進めるために、より具体的なスケジュール（策定期間）を決めます。
- スケジュールの期間は、概ね1～2年とします。
- スケジュールは、庁内外の関係機関に示し、共通認識をもって、作業を進めることができます。

○ 策定スケジュールの内容

策定スケジュールは、無理の無いようにするために、

- ・ 計画決定の時期
- ・ 会議の回数（各会議の開催の意義） 等を具体的に決めておくこととします。

○ 策定スケジュールの期間

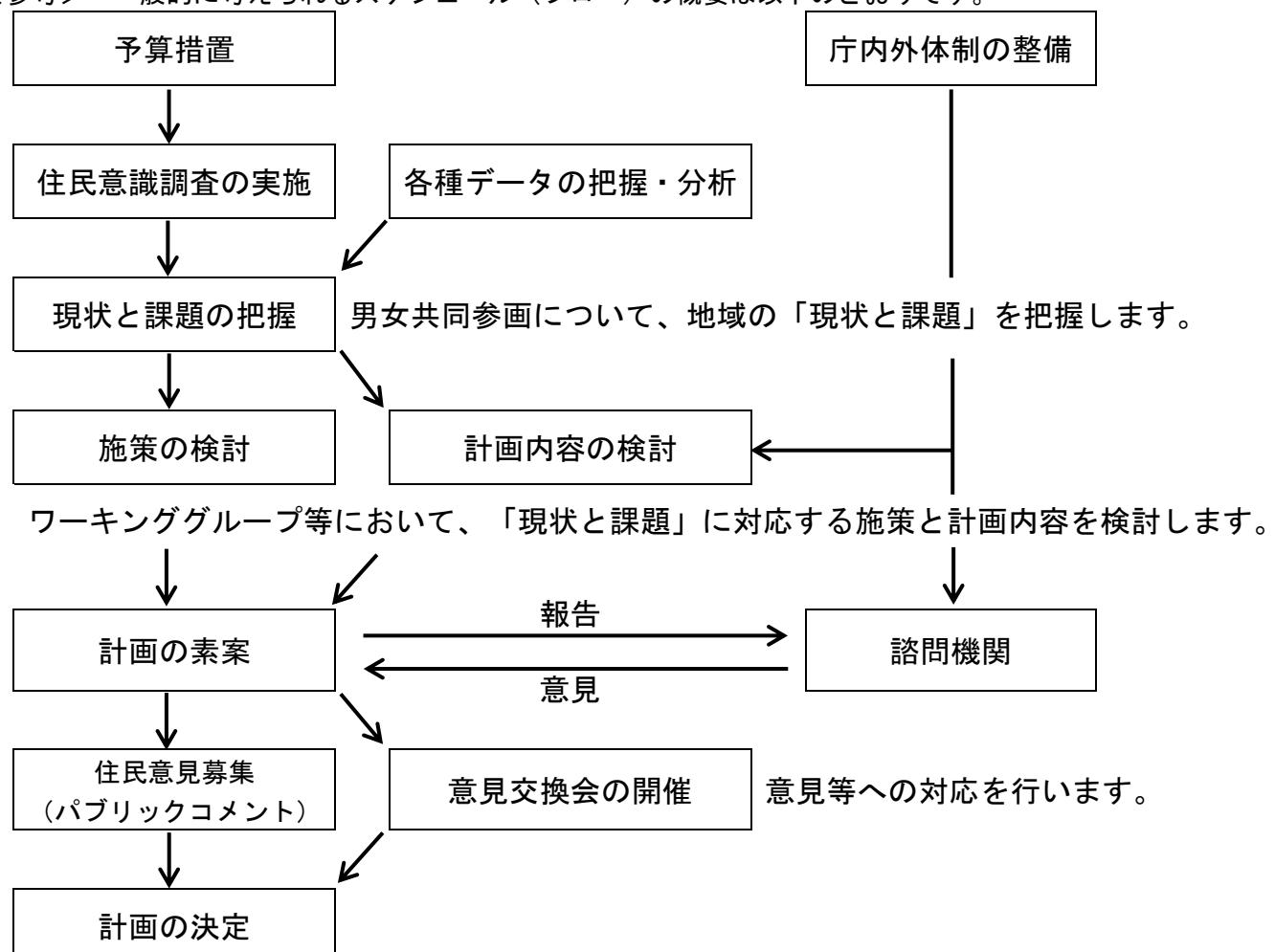
スケジュールは、準備期間も含めて、1～2年を目標とします。

後述する「住民意識調査」の実施やその分析など、ある程度の期間を要する作業がありますから、作業項目を把握してスケジュールを決めることが重要です。

○ 策定スケジュールの庁内への周知

計画の内容は、関係各課との協議・調整により、固められていくものですから、関係各課にはスケジュールを明らかにし、合意の上で、円滑に作業を進めることができるようにします。

＜参考＞ 一般的に考えられるスケジュール（フロー）の概要は以下のとおりです。



2 策定のための準備 【ポイント】

② 予算措置

【ポイント】

- 計画を策定するための作業項目を把握し、必要な予算措置を行います。
- 主な費用は以下のとおりです。
 - ・ 住民意識調査経費
 - ・ 諮問機関委員謝金・旅費等
 - ・ 計画（概要版含む）の印刷費 など

○ 住民意識調査経費について

住民意識調査については、詳細を後述（p. 28）していますが、調査対象者数により、アンケート用紙の作成や送料（返信用を含む）が大きく変更になりますから、十分に検討を行います。

○ 諮問機関の委員についての費用

諮問機関の委員については、遠方から招集する場合には、経路・手段等を確認し、見積もります。

○ 計画（概要版含む）の印刷費

計画書については、本編のほか、なるべく概要版を作成するようにします。

内容をまとめた概要版は、計画の説明や会議資料として、また、住民への周知のためなど、広く活用できます。

3 把握すべき基本事項

3 把握すべき基本事項 【ポイント】

3 把握すべき基本事項

(1) 世界・国・県の動き

【ポイント】

- 男女共同参画は、国際的な協調のもとに推進すべき取組みです。
- 世界、国、県における男女共同参画の推進に関する経緯や取組を理解し、市町村で取り組む際の基本的事項として認識します。

世界、国及び県の主な動きは以下のとおりです。

○ 世界の主な動き

1946年（昭和21年）、国連に婦人の地位委員会が設置され、女性の地位向上のための取組が始まりました。以後、同委員会を中心として、世界の女性が抱える問題の解決に向けて国連を舞台に様々な活動が精力的に続けられています。

1975年（昭和50年）、国連はこの年を国際婦人年と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催しました。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択しました。

また、国際婦人年に続く10年間（1976～1985）を「国際婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

1980年（昭和55年）には、「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式を行いました。

この条約は、あらゆる分野における性差別の撤廃と男女平等の確立を目指し、法律や制度、慣習も対象として性別役割分担の見直しを強く打ち出したもので、日本もこの年に署名し、1985年（昭和60年）に批准しました。

1985年（昭和60年）の「国際婦人の十年世界会議」における「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」の採択等を経て、1995年（平成7年）に「第4回世界女性会議」（北京会議）が開催され、女性の地位向上やエンパワーメントなどを更に推進するための「北京宣言」と、2000年（平成12年）までに各国が取り組むべき課題を示した「行動要領」を採択しました。

2000年（平成12年）には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005年（平成17年）までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。

2005年（平成17年）第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

3 把握すべき基本事項 【ポイント】

○ 日本の主な動き

日本政府は、1975年（昭和50年）に女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年（昭和52年）に世界行動計画に対応した「国内行動計画」を策定しました。また、1980年（昭和55年）に署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため、法制度等諸条件の整備を進め、同条約を1985年（昭和60年）に批准しました。

整備された主な法制度

- 1976年 民法の一部改正（離婚時の氏使用可能）
- 1980年 民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）
- 1984年 国籍法の改正（父系優先主義から父母両系主義へ）
- 1985年 男女雇用機会均等法制定

1987年（昭和62年）には、二年前に採択された「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

1991年（平成3年）には、「ナイロビ将来戦略」の見直しを受けて新国内行動計画の改定を行い、総合目標をそれまでの「男女共同参加」から「男女共同参画」に改めました。

1996年（平成8年）、政府は国の新しい行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。このプランは、男女共同参画審議会からの答申である「男女共同参画ビジョン」を踏まえたもので、前年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」において各国が2000年までに取り組むべきものとされた課題に対応するものです。

1999年（平成11年）、男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記されました。

2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定しました。

2001年（平成13年）、内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化しました。

また、同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」と略。）が制定されました。2004年（平成16年）には、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されるなど、2007年（平成19年）までに、実効性を持った被害者保護・支援を目的とした改正が行われています。

2003年（平成15年）、男女共同参画推進本部は、女性のチャレンジ支援策の推進について決定を行い、この決定を踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年（平成32年）までに少なくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。

2005年（平成17年）、男女共同参画基本計画（第2次）を閣議決定しました。

3 把握すべき基本事項 【ポイント】

2007年（平成19年）、国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

また、パートタイム労働法が、パートタイム労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とする「公正な待遇の実現」を目指して改正されています。

2008年（平成20年）、男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組を定める「女性の参画加速プログラム」を決定し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備、及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組を推進することとしました。

2010年（平成22年）、「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」や、「地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

整備された主な法制度

- 1989年 学習指導要領の改正（高等学校家庭科の男女共修等）
- 1991年 育児休業法の成立
- 1995年 育児休業法の改正（育児・介護休業法）
- 1997年 男女雇用機会均等法の改正（努力義務から法的義務へ）
- 1999年 男女共同参画社会基本法の成立
- 2001年 配偶者暴力防止法の成立
- 2003年 次世代育成支援対策推進法の成立
- 2004年 配偶者暴力防止法の改正（被害者の子への接近禁止命令等の追加等）
- 2006年 男女雇用機会均等法の改正（性別による差別の禁止等）
- 2007年 配偶者暴力防止法の改正（電話等を禁止する保護命令の追加等）
パートタイム労働法の改正
- 2008年 次世代育成支援対策推進法の改正（一般事業主行動計画の策定・届出義務付けの対象を拡大）
- 2009年 育児・介護休業法の改正（子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化等）
- 2013年 配偶者暴力防止法の改正（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する法の準用の追加等）

3 把握すべき基本事項 【ポイント】

○ 福島県の主な動き（年度で掲載）

県では、世界や国の動きにあわせ、1978年（昭和53年度）に青少年課を改組して青少年婦人課とし、1983年（昭和58年度）「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。

1988年（昭和63年度）には、「ナイロビ将来戦略」や「新国内行動計画」を受けて県計画の見直しを行い、1991年（平成3年度）青少年婦人課内に婦人行政係を設置しました。

1994年3月（平成5年度）、新しい行動計画として女性総合センター（仮称）の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。また、同年、青少年女性課と課名を変更し、課内室として女性政策室を設置しました。

2001年1月（平成12年度）には本県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設しました。

この間、「第4回世界女性会議」の開催や「男女共同参画2000年プラン」の策定、「男女共同参画社会基本法」の制定等、国内外において新たな動きがみられ、ジェンダーに敏感な視点から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対応する必要が出てきました。こうしたことから、男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、2001年3月（平成12年度）に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しました。

2002年1月（平成13年度）、県内の各界各層の主体的取組みと相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、ふくしま男女共同参画推進連携会議を設置しました。

また、同年3月（平成13年度）には、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」（以下「男女共同参画推進条例」という。）を制定しました。

さらに、男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項等を調査審議する「福島県男女共同参画審議会」を設置するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共生センターに男女共同参画推進員を配置しました。

2006年3月（平成17年度）には、「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂し、平成14年に施行されている男女共同参画推進条例の理念や考え方等をプランに反映させるとともに、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することとしました。

また、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置しました。

2010年3月（平成21年度）には、2006年3月（平成17年度）に改訂した「ふくしま男女共同参画プラン」について、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等の急激な社会経済環境の変化に的確に対応するために、新しい施策展開が必要であるとして、平成22年度の終期を待たずに1年前倒ししてプランを改定しています。

2013年3月（平成24年度）には、2010年3月（平成21年度）に改定した「ふくしま男女共同参画プラン」について、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）及びその後の東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）の教訓を踏まえ、復興・防災における男女共同参画の推進が必要であるとして、一部改定しました。

また、同年、人権男女共生課と青少年育成室を統合し、青少年・男女共生課を設置しました。

3 把握すべき基本事項 【ポイント】

(2) 地域社会の状況をデータで見る

【ポイント】

- 地域の実情に応じた男女共同参画計画を策定するために、地域社会の基本的な状況を、統計資料により把握することが必要です。
- 地域の統計資料を、国・県・他の市町村のものと比較することで、地域社会の現状と課題が、より明確に把握できます。

○ 地域の基本的な状況の把握

人口や産業構造、経済状況、風土、伝統・文化、習慣等を把握し、国・県・他の地域と比較することで、地域の諸問題が明らかになります。

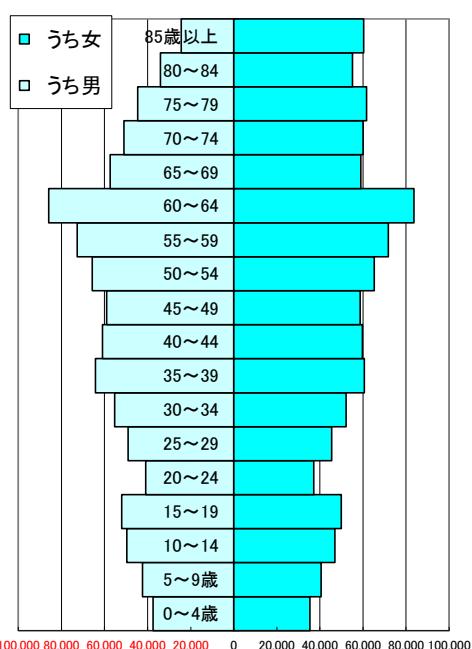
県では、社会・経済環境を明らかにするために、計画策定の基礎資料として、以下の項目について、その統計数値及び推移を把握しています。

- ① 高齢化率・合計特殊出生率の推移
 - ・人口ピラミッド
 - ・年齢（5歳階級）別人口
 - ・合計特殊出生率
- ② 女性労働率の推移
 - ・年齢別労働率
 - ・諸外国の女性の年齢階級別労働率
- ③ 雇用・経済情勢の推移
 - ・産業別女性の割合
 - ・雇用者数の推移
 - ・県内総生産（名目実数）の推移

<参考> 社会・経済環境の変化

① 高齢化率・合計特殊出生率の推移

<人口ピラミッド (24. 10. 1) >



<年齢（5歳階級）別人口 (24. 10. 1) >

年少人口	単位:人	総数	うち男	うち女
0~4歳	72,817	37,444	35,373	
5~9歳	83,036	42,442	40,594	
10~14	96,538	49,585	46,953	
15~19	101,938	52,054	49,884	
20~24	78,059	40,857	37,202	
25~29	94,488	49,096	45,392	
30~34	107,566	55,347	52,219	
35~39	124,845	64,281	60,564	
40~44	120,709	60,936	59,773	
45~49	117,770	59,013	58,757	
50~55	130,848	65,657	65,191	
55~59	144,392	72,629	71,763	
60~64	169,579	85,962	83,617	
65~69	116,442	57,383	59,059	
70~74	110,974	50,969	60,005	
75~79	106,317	44,604	61,713	
80~84	89,265	34,111	55,154	
85歳~	84,664	24,363	60,301	
年齢不明	12,086	7,506	4,580	

※福島県現住人口調査年報 平成24年版より

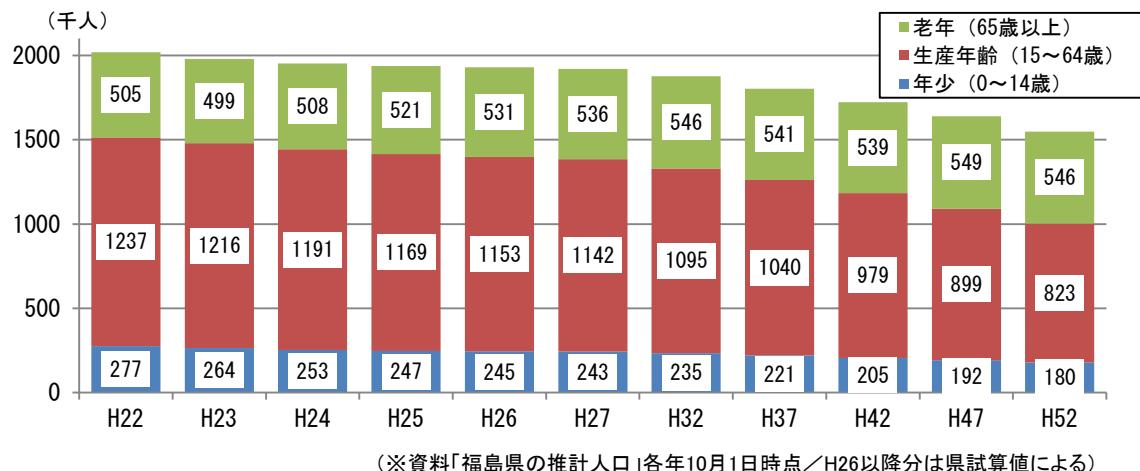
3 把握すべき基本事項 【参考】

<年齢階層別人口の推計>

本県の人口は、緩やかな人口減少（シナリオA）、急激な人口減少（シナリオB）の二つのシナリオの間で推移するものと想定されます。

[シナリオA] 以下の条件を前提としたシナリオです。

- ①平成25（2013）年4月以降、原子力災害を原因とする人口流出は抑制される。
- ②平成23（2011）年3月～平成25（2013）年3月の間に、原子力災害を原因として県外に住民票を移転した人口は、平成25（2013）年4月以降、全員県内に戻ってくる。
- ③平成25（2013）年4月以降、就職などを原因とする人口流出（転出超過数）は、様々な産業振興策などの効果により半減する。
- ④平成25（2013）年4月以降、出生数は緩やかな減少傾向となる。

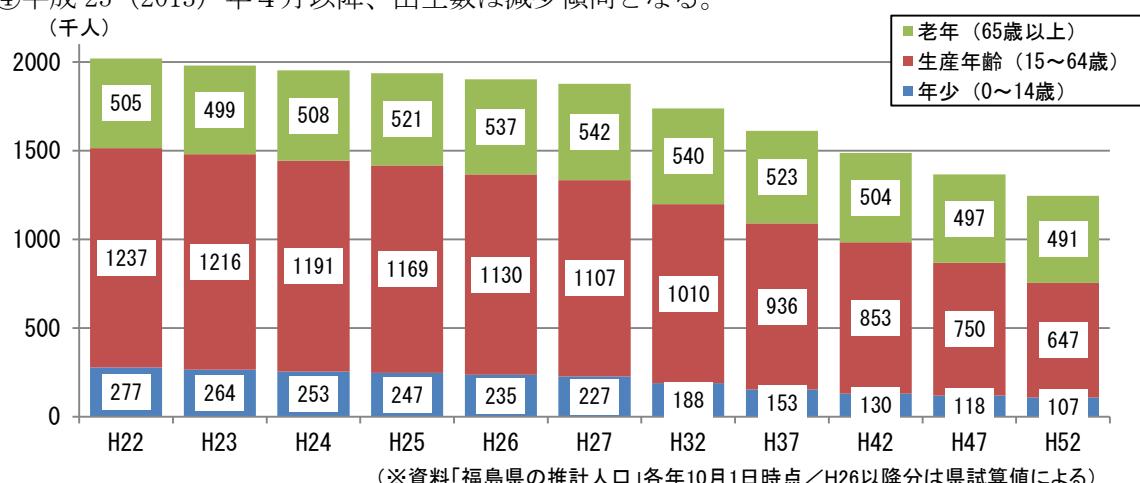


[シナリオB] 以下の条件を前提としたシナリオです。

- ①今後も長期間、原子力災害を原因とする人口流出が継続する。
- ②平成23（2011）年3月～平成25（2013）年3月の間に、原子力災害を原因として県外に住民票を移転した人口は、平成25（2013）年4月以降、一人も県内に戻ってこない。また、県内に住民票を残したまま県外避難をした被災者は、全員県外に住民票を移転させる。
- ③就職などを原因とする人口流出（転出超過数）は従前どおり*

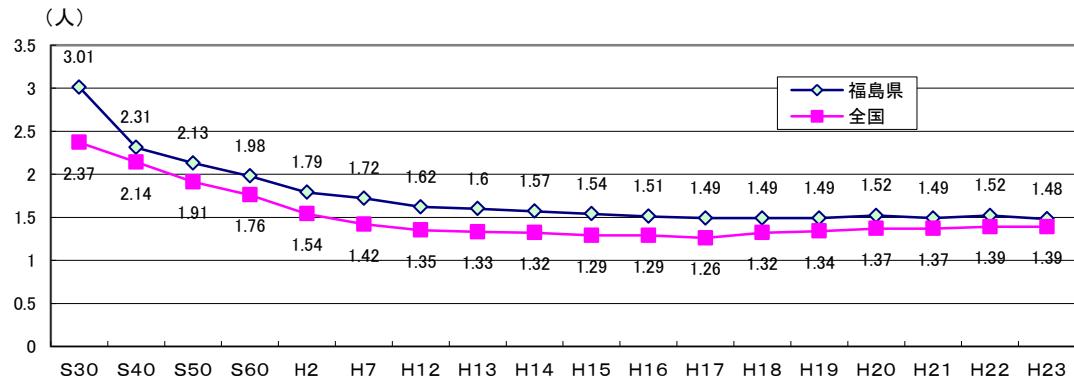
*平成17（2005）年度～平成21（2009）年度の平均

- ④平成25（2013）年4月以降、出生数は減少傾向となる。



3 把握すべき基本事項 【参考】

＜合計特殊出生率＊＞

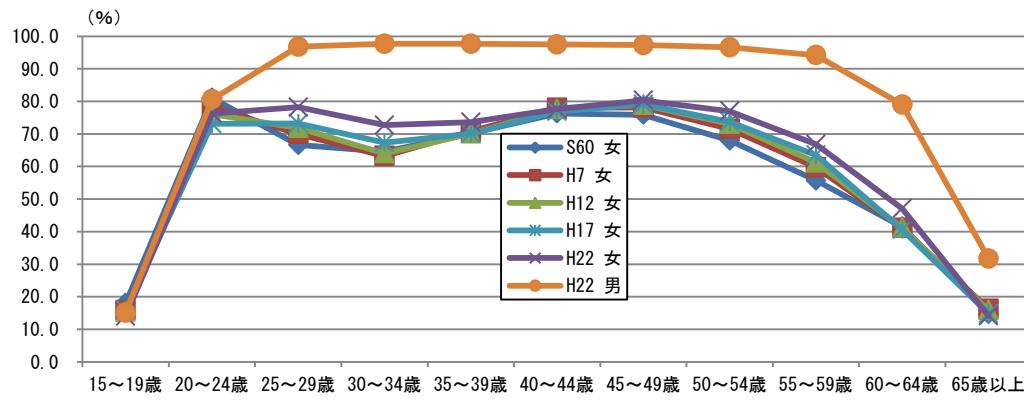


資料：人口動態統計の概況（H 13まで）人口動態統計月報年計（概数）の概況（H 23）厚生労働省 より作成

＊合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

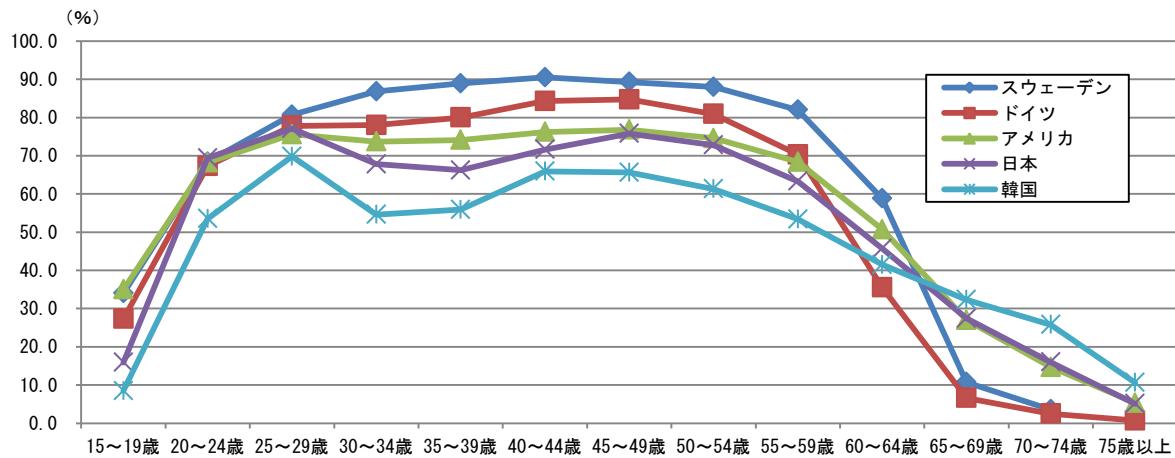
② 女性労働率の推移

＜年齢別労働率（福島県）＞



※資料：国勢調査報告（H22 福島県）

＜諸外国の女性の年齢階級別労働率＞



備考：

1 労働率…15歳以上に占める労働人口（就業者+完全失業者）

2 アメリカの「15～19歳」は 16～19歳。スウェーデンは 「75歳以上」はデータ無し。

3 各国とも平成22年（2010年）時点の数値。

4 資料

※スウェーデン：統計局「労働力調査」による。市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人を対象とし、軍人、徴兵も含む。

※ドイツ：統計局「マイクロセンサス」及び「労働力調査」による。国内居住者を対象。軍人を含む。外国の外交官、在留外国軍は含まない。

※アメリカ：米国商務省Current Population Survey (CPS) による。16歳以上を対象。軍人、施設人口、外国の外交官、海外居住の米国人は含まない。

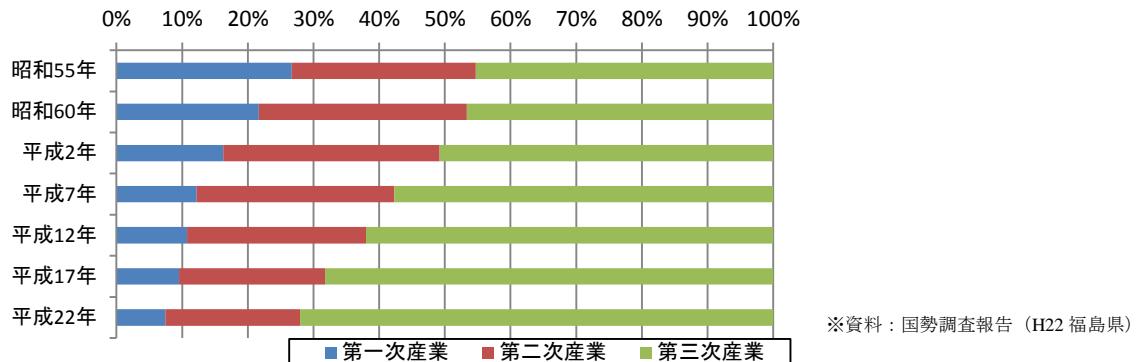
※日本：総務省「平成22年労働力調査」。国内居住者を対象とし、外国の外交官、在留米軍などは含まない。自衛隊及び収監施設の収容者は含む。

※韓国：統計局「労働力調査」による定住人口。軍人及び軍属、在留外国人、海外居住者を除く国内居住者。

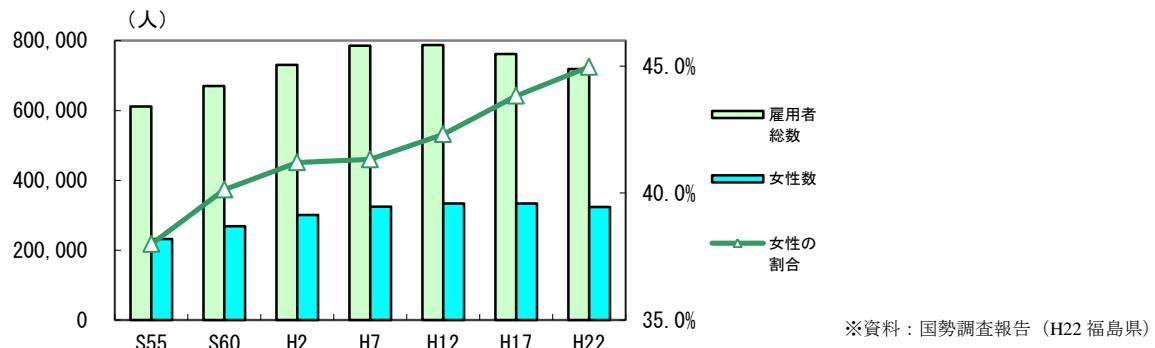
3 把握すべき基本事項 【参考】

③ 雇用・経済情勢の推移

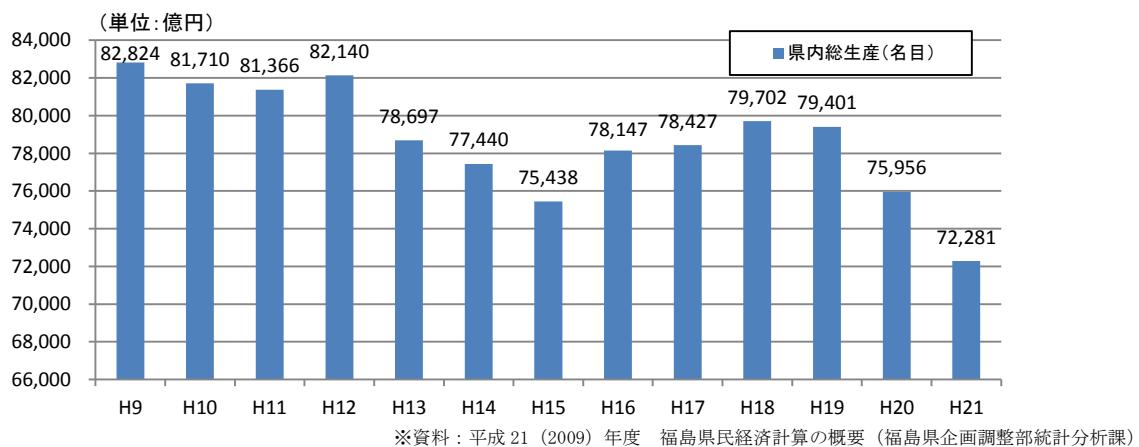
＜産業別女性の割合（福島県）＞



＜雇用者数の推移（福島県）＞



＜県内総生産（名目実数）の推移（福島県）＞



○ 福島県男女共同参画推進状況年次報告書

県では、「福島県男女共同参画推進状況年次報告書」を毎年度発行しており、福島県の男女共同参画に関する主なデータの推移を明らかにしています。

地域の統計資料等があれば、県の数値等と比較し、地域の特徴を明らかにすることができます。

※ 県男女共同参画のホームページ（以下）に掲載しています。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/danjo-suishinjoukyou.html>

項目一覧

<p>I 人口</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福島県の人口 2 出生数及び合計特殊出生率の推移 3 平均寿命の推移 <p>II 家族類型</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯人員の推移 2 男女別単身高齢者世帯の割合 3 家族類型の推移 4 婚姻率の推移 5 離婚率の推移 6 未婚率の推移 7 平均初婚年齢の推移 8 家事に費やす時間 <p>III 教育</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高校生の卒業後の状況（進学の状況） 2 公立小・中学校及び高等学校の男女混合名簿の導入状況 3 公立学校の女性管理職割合の推移 4 学校における女性教員、女性管理職の割合 <p>IV 労働</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 男女別労働力率の推移 2 男女別年齢階級別労働力率 3 男女別有業率の推移 4 雇用者数の推移 5 女性労働者の平均年齢及び平均勤続年数 6 育児休業の取得状況 7 介護休業の取得状況 8 産業3分類男女別就業者の割合 9 雇用形態 10 男女別年齢階級別所定内給与額 11 年齢階級別所定内給与額の男女比 12 家族経営協定の締結状況 13 農業経営改善計画数の推移 <p>○ 労働条件等実態調査結果報告書 (平成24年)</p>	<p>V 政策決定過程における女性の参画状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方議会に占める女性議員の割合の推移 2 審議会等における女性委員の登用状況 3 女性農業委員の割合の推移 4 地方公務員管理職への女性の登用状況の推移 5 管理職の在職状況 6 女性公務員の採用状況 <p>VI 人権</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数 2 男女共生センター相談件数について 3 出生率・乳児死亡率等の推移 4 人工妊娠中絶件数の推移 5 死亡数のうち、自殺を死因とする数の推移 6 死亡数のうち、年齢階級別、自殺を死因とする数の内訳
---	--

3 把握すべき基本事項 【ポイント】

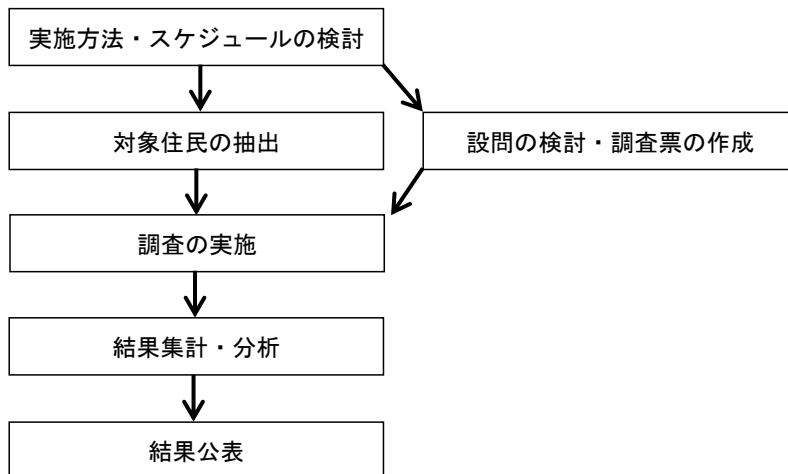
(3) 住民意識調査の実施

【ポイント】

- 地域の住民が、男女共同参画に関する項目について、どのように考えているか等を把握するために、意識調査を実施することが必要です。
- 固定的性別役割分担意識が根強いなど、男女共同参画社会の形成と住民意識は、密接な関係があります。
- 国や県等の意識調査を参考にし、設問の設定に当たっては、結果を比較できるように、同じ設問を使用したり、「(2) 地域社会の状況をデータで見る」(p. 23) で把握した、地域社会の現状を検証する設問を設定しても効果的です。

○ 住民意識調査の流れ

住民意識調査は、男女共同参画に関する住民の意識や行政への要望等を把握するために、実施するものであり、概ね以下の流れで実施します。



○ 実施方法・スケジュールの検討

まず、調査についての実施方法とスケジュールを検討します。

実施方法について、以下の方法が考えられます。

- ・ 郵送留置法：郵送によって配布・回収する方法
- ・ 個別訪問面接聴取法：調査員が世帯をまわり面接・聞き取りによって調査する方法

男女共同参画に関する住民意識調査では、多くの住民から意見聴取することとなり、また、費用の面からも「郵送留置法」を用いることが一般的です。

スケジュールについては、実施方法の選択により影響を受けますが、いずれにしても、対象住民の抽出、調査の実施、結果の集計・分析には、多くの時間を費やすことから、それらを考慮する必要があります。

また、作業内容を精査してスケジュールを作成することで、作業に費やす人員・体制をあらかじめ把握することができます。

○ 対象住民の抽出

市町村の全住民に対して意識調査を実施することは困難ですから、一般的には母集団（市町村全体）から標本を抽出する方法（サンプリング方法）をとります。

県におけるサンプリングでは、回答いただく住民の方々に地域的な偏りが出ないよう、「層化二段無作為抽出法」を採用しています。（p. 33）

3 把握すべき基本事項 【ポイント】

具体的な抽出方法については、市町村の規模によって異なる場合がありますから、統計担当課に相談するのが効果的です。

また、現在男女共同参画計画を未策定市町村においては、府内で既に作成済みの計画（総合計画など）策定の手法が、参考になります。

○ 調査票の作成 ※巻末参考資料（p. 53～）に調査票全文があります。

- ・ 地域社会が抱える諸問題に対し、男女共同参画の視点からアプローチすることを踏まえた調査票の作成が必要になってきます。
- ・ 男女共同参画に関する意識に加え、住民が望む行政の取組みを把握できる内容にすることが重要です。
- ・ 国や県、他の市町村で行われた意識調査を参考にする際には、設問の設定に意図された問題意識や課題を読み取ることに努めます。
- ・ 県の意識調査の項目は、以下のとおりです。
 - ① フェイスシート（回答者の属性）
 - ② 男女の地位の平等感・男女の生き方
 - ③ 家庭・結婚観
 - ④ 子どもの教育
 - ⑤ 職業
 - ⑥ 女性の活躍促進
 - ⑦ 介護
 - ⑧ 男女の人権
 - ⑨ 社会参加
 - ⑩ 配偶者等からの暴力に関するこ
 - ⑪ 地域の慣習

○ 調査の実施

調査の実施については、実施体制が「郵便留置法」「個別訪問面接聴取法」により変わってきますが、一部の担当者のみで作業を行うことは非効率であり、かつ、多くの時間を費やすことになるので、担当部署全体の作業として取り組みます。

また、住民意識調査に関する基本的な事項について資料にし、担当部署に配布・周知することで、調査対象となった住民からの問い合わせに対応できる体制を整えることができます。

なお、回収率を上げる方策として、当初の期限が迫ってきたら（または、経過したら）、対象者全員に、御礼と督促をあわせた内容の文章を送付すると、一定の成果が見られます。

※ 県の意識調査の報告書・調査票（平成21年5月報告版）は以下に掲載しています。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/danjo-chousa11.html>

○ 結果の分析

結果の分析では、各項目毎に、問題意識を持って客観的な分析を行うとともに、「男女別」「年代別」「地区別」など様々な視点から分析を行う「クロス集計」によって、地域の特徴を把握します。

また、地域に特徴的な結果を踏まえた「調査結果の概要」をまとめるように努めます。

3 把握すべき基本事項 【ポイント】

○ 結果分析の例 (以下、分析例は平成21年5月報告書より記載しています。)

以下に分析の例を挙げます。

■設問 あなたは次のような分野で、男女の地位が平等になっていると思いますか。

①～④のそれぞれの項目ごとにお答え下さい。(それぞれ○は一つだけ)

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
①家庭において	1	2	3	4	5	6
②職場において	1	2	3	4	5	6
③学校教育の場において	1	2	3	4	5	6
④習慣・しきたりの面から	1	2	3	4	5	6

■結果 (%)

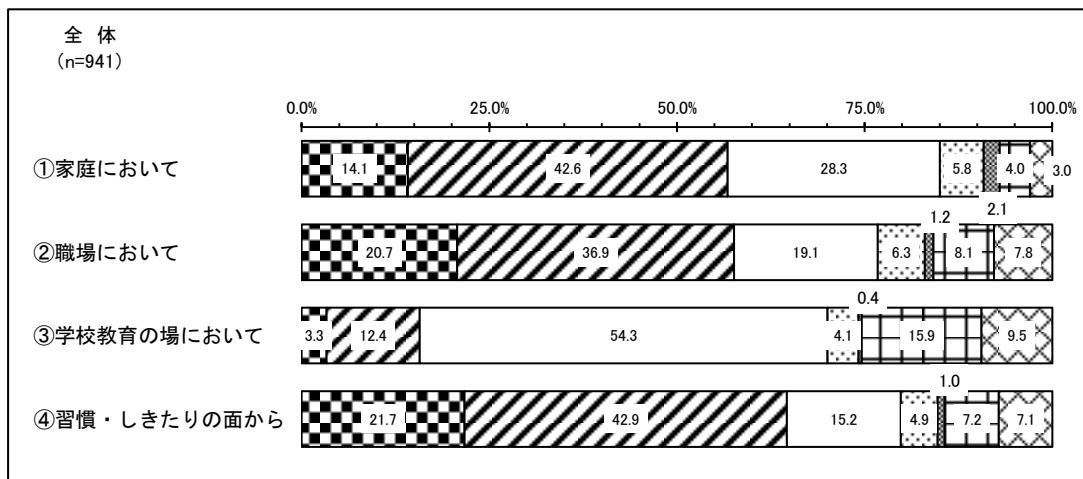
	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない	無回答
①家庭において	14.1	42.6	28.3	5.8	2.1	4	3
②職場において	20.7	36.9	19.1	6.3	1.2	8.1	7.8
③学校教育の現場において	3.3	12.4	54.3	4.1	0.4	15.9	9.5
④習慣・しきたりの面から	21.7	42.9	15.2	4.9	1.0	7.2	7.1

3 把握すべき基本事項 【ポイント】

■結果をグラフ化

結果を比較しやすいように、また、見やすいようにグラフ化します。

- 男性が優遇されている どちらかといえば男性が優遇されている 平等である どちらかといえば女性が優遇されている
 女性が優遇されている わからない 無回答



	男性が優遇 されている 計	平等である	女性が優遇 されている 計
①家庭において	56.7%	28.3%	7.9%
②職場において	57.6%	19.1%	7.5%
③学校教育の場において	15.7%	54.3%	4.5%
④習慣・しきたりの面から	64.6%	15.2%	5.9%

■分析コメント

集計結果から、客観的な数値を引用しながら、住民の意識に表れる男女共同参画に関する状況を明らかにします。

以下、上記の集計結果からのコメントの例です。

「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合を合計すると、『習慣・しきたりの面から』が64.6%で最も高く、『家庭において』(56.7%)と『職場において』(56.0%)でも5割を超えている。『学校教育の場において』では54.3%が「平等である」と回答している。

①～④のいずれの領域も女性が優遇されているという回答の割合は低い。

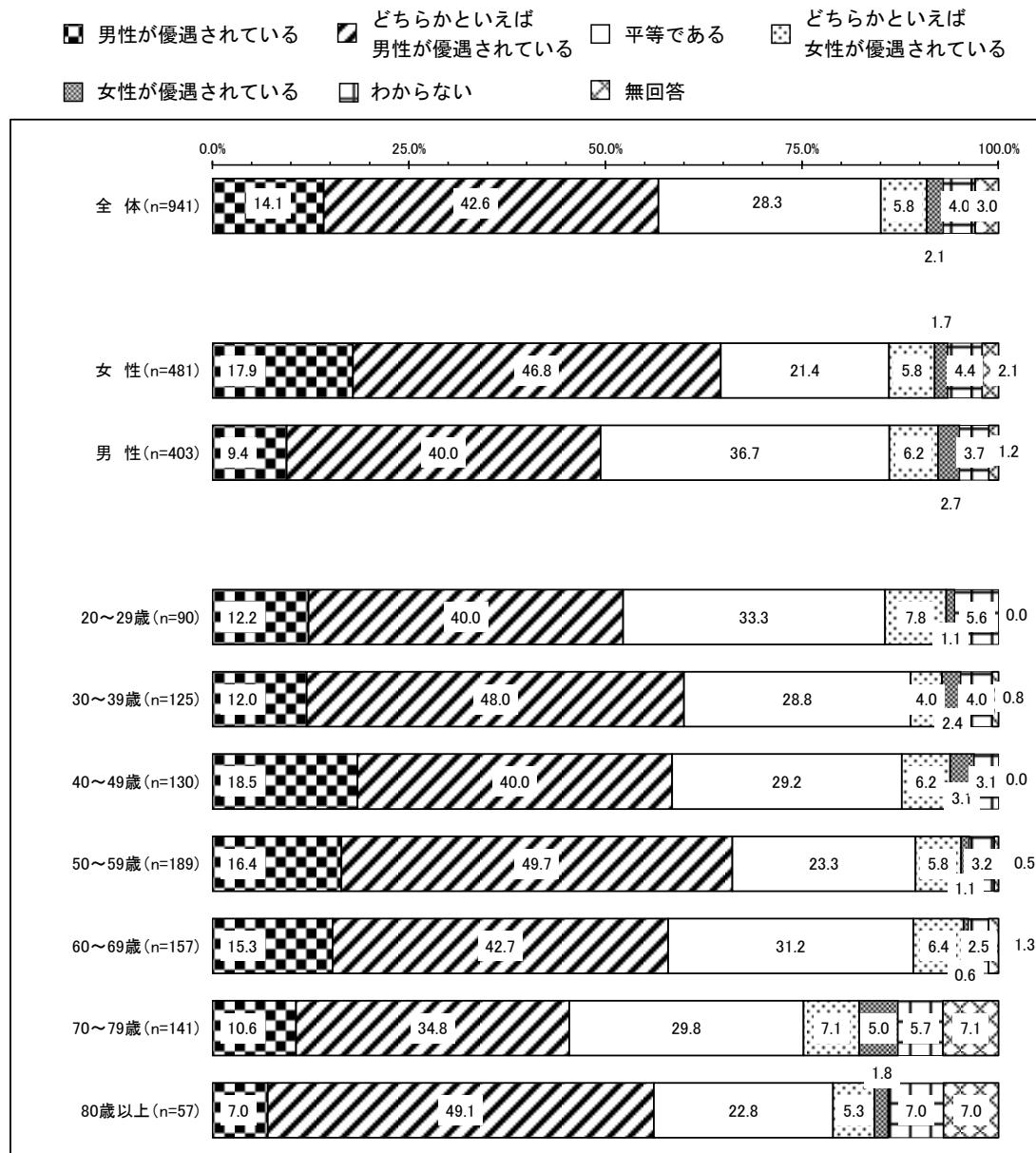
男女別に見ると、いずれの領域も「男性の方が優遇されている」と回答した割合は、女性の方が高くなっている。

3 把握すべき基本事項 【ポイント】

■クロス集計

クロス集計とは、性別、年代別など、集計結果の全体を、関係分野毎に分け直して集計することであり、男女共同参画については、具体的に「性別」「年代」「地区別」などが関係分野として考えられます。

以下、クロス集計の例です。



○ 結果の公表

公表については、調査結果をホームページに掲載するとともに、冊子として作成し、広く周知に努めます。

また、概要版を作成し、住民に分かりやすい形での周知をすることが必要です。

これらによって、住民の男女共同参画に関する意識を明らかにし、かつ、性別、年代別及び地区別に比較することで、潜在化している意識を客観的に示すことができ、住民に対する有効な意識啓発手段の一つであるといえます。

3 把握すべき基本事項 【ポイント】

○ 県民意識調査（平成 26 年度）の概要

県の意識調査（平成 26 年度）の概要は以下のとおりです。

- 調査地域 福島県全域（市町村を抽出）
- 調査対象 20 歳以上 60 歳までの男女個人
- 標本数 2,000 (人)
- 抽出方法 層化二段無作為抽出法

第一次抽出：「県北」「県中」「県南」「会津」「南会津」「相双」「いわき」の県内 7 地域をそれぞれ「総人口 10 万人以上の市」「総人口 10 万人未満の市」「郡部（町村）」の 3 グループに分け、各グループを 1 つの層とした。各層の市町村別人口累積表により、等間隔に調査地点（市町村及び町丁・大字）を設定した。

第二次抽出：第 1 次抽出で得られた調査地点の住民基本台帳から、条件にあてはまる調査対象者個人を系統抽出した。

- 調査方法 郵送法（配布・回収とも郵送）による自記式のアンケート調査
郵送（はがき）による督促 1 回
- 調査期間 平成 27 年 1 月 5 日（月）～平成 27 年 1 月 16 日（金）

※ 県の意識調査の報告書・調査票（平成 21 年 5 月報告版）は以下に掲載してあります。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/danjo-chousa11.html>

4 計画の位置付けとその内容

4 計画の内容 【ポイント】

4 計画の内容

(1) 計画の位置付け

【ポイント】

- 男女共同参画計画について、総合計画との関係など、市町村内における位置付けを明確にすることが必要です。
- 総合計画において、男女共同参画に関する項目を設け、男女共同参画計画は、総合計画における記載を実現するための分野別の計画と位置付けることができます。
- 県では、県総合計画「ふくしま新生プラン」の部門別計画として、「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しています。

○ 庁内において位置づける意義

男女共同参画計画の庁内における位置付けを明確にすることで、計画に対する庁内の共通認識を形成することができます。

○ 総合計画に位置づける

男女共同参画に関する分野は、広範多岐にわたり、対応すべき施策も複数の部局にまたがることから、男女共同参画の推進のためには、全庁挙げて男女共同参画の視点を伴った施策に取り組んでいく必要があります。

このことを、男女共同参画計画だけではなく、行政全体の目指すべき方向性を示す総合計画で明らかにするため、なるべく総合計画において、男女共同参画についての項目が記載されるように調整します。

男女共同参画計画の策定時に、総合計画への記載・追加が困難な場合には、次期総合計画に盛り込まれるように努めます。

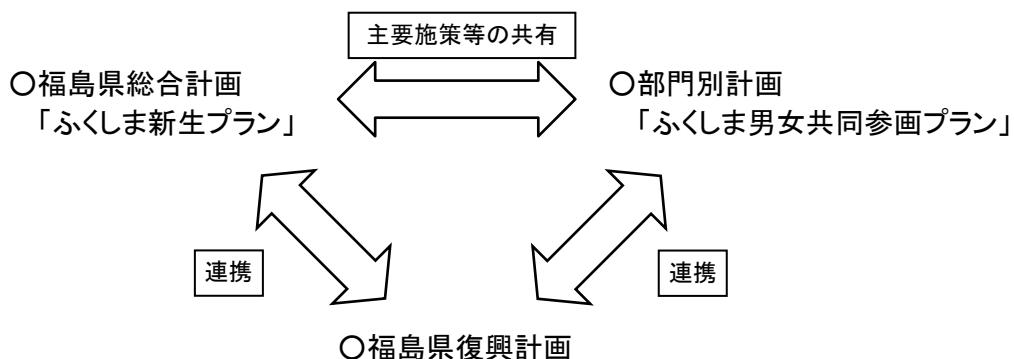
○ 県における位置づけ

県において、男女共同参画計画（部門別計画）と総合計画の関係は以下のようになっています。

部門別計画は、ふくしま全体の指針となる総合計画に直接連なる分野別の計画です。

総合計画における基本目標の実現に向け、目指す将来の姿、主要施策等を共有しています。

また、本計画の推進にあたっては、東日本大震災・原子力災害等からの復興に向けた対応を総合的に示す福島県復興計画と連携して進めます。



4 計画の内容 【ポイント】

(2) 計画の内容

① 計画の体系

【ポイント】

- 計画は、広範多岐にわたる施策を、整合を図って取り組んでいくために、体系を持つことが必要です。
- 県における体系は、基本理念、計画推進の視点及び基本目標等により構成され、その下に施策の方向、具体的な施策が続きます。

○ 体系により整理する意義

男女共同参画を推進するための様々な施策が、それぞれ整合が図られた関係となるように、体系により整理します。

また、体系化することで、イメージがつかみやすくなり、行政が考える男女共同参画についての目指す方向性等を、住民に分かりやすく伝えることができます。

○ 国、県及び他の市町村の体系を参考にする

体系は、国、県及び他の市町村の男女共同参画計画を参考にするとともに、「3(2) 地域社会の状況をデータで見る」(p. 23) 「(3) 住民意識調査の実施」(p. 28) で把握した地域の特徴や経済社会情勢の変化を踏まえたものにしても良いと思われます。

○ 県の体系

県の「ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）」の体系等は以下のとおりです。

■ 計画の基本理念

すべての県民が個人として尊重され、性別にかかわりなく、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

具体的には、次のような社会です。

- ☆ すべての人が、性別による差別的取り扱いを受けることなく、互いの性と人権を尊重しあう社会
- ☆ 個人が、性別にとらわれることなく、その個性に応じて、主体的に生き方を選択でき、その選択が尊重される社会
- ☆ 男女が、社会のあらゆる領域における政策・方針決定の場に共同参画できる社会
- ☆ 誰もが、性別にとらわれることなく、家庭・職場・地域における活動と責任を担うことができる社会
- ☆ 国籍に関わらず、一人ひとりが多様な価値観・文化を受容し、世界の人びとと連帯して共生できる社会

■ 計画の基本理念

基本理念に掲げる社会を実現するため、すべての施策について3つの視点で計画を推進します。

人権の尊重と男女平等の実現

ジェンダーの視点と多様な意見の反映

女性の能力発揮と環境整備

■ 計画の基本目標

基本理念を施策展開につなげていくため、次の5つを計画の基本目標とし、施策を体系づけています。

- 基本目標Ⅰ 復興・防災における男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- 基本目標Ⅳ 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進
- 基本目標Ⅴ 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

■ 基本目標以下の施策体系

基本目標I 復興・防災における男女共同参画の推進

- (1) 復興に向けての男女共同参画の推進
- (2) 防災における女性の参画促進

基本目標II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

- 1 男女共同参画意識の普及・啓発
 - (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
 - (2) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進
 - (3) メディアにおける人権尊重の推進
- 2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大
 - (1) 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組の推進
 - (2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大
 - (3) 家庭・地域における学習機会の充実
- 3 多文化共生社会における男女共同参画の推進
 - (1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進
 - (2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

基本目標III 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

- (1) 多様で柔軟な就業環境の整備
- (2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大
- (3) 職場における男女平等の実現と女性の活躍の促進
- (4) 男性にとっての男女共同参画の推進

基本目標IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

- 1 女性人材の育成と経済的な地位の向上
 - (1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成
 - (2) 女性の労働に対する適正な評価と支援
 - (3) 女性の経済的自立の促進
- 2 意思決定過程における女性の参画の促進
 - (1) 公的分野における女性の参画の促進
 - (2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進

基本目標V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

- 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
 - (1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進
 - (2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策
- 2 生涯を通じた男女の健康支援
 - (1) 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の増進
 - (2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

4 計画の内容 【ポイント】

② 現状と課題を体系毎にまとめる

【ポイント】

- 「3(2) 地域社会の状況をデータで見る」(p. 23)、「3(3) 住民意識調査の実施」(p. 28)で把握した客観的なデータ及び住民の意識から、地域を取り巻く男女共同参画の状況を「現状と課題」として明らかにします。
- 「現状と課題」は、「4(2)① 計画の体系」(p. 36)毎に作成します。
- 「現状と課題」については、それに対応するための「施策の方向」「具体的施策」(p. 40)と相互に関係するものですから、両者の整合がとれた記述とします。

○ 地域の実情を踏まえた「現状と課題」

基本事項として把握した客観的なデータ及び住民の意識から、地域を取り巻く男女共同参画の状況を、体系毎に「現状と課題」として明らかにします。

地域の実情に応じた「現状と課題」を分かりやすくまとめることで、住民の地域における男女共同参画についての理解が深まることが期待でき、また、国、県及び他の市町村との比較を踏まえた記述とすることで、住民に地域の特徴を伝えることができます。

○ 客観的な数値を交えて示す

「現状と課題」は、計画の体系毎に作成し、客観的な数値を示しながら、明らかにしていきます。その際、グラフ等で視覚的に示した方が分かりやすいデータについては、関係資料として付け加えます。

「現状と課題」を分かりやすい形で示すことで、住民に、自らが住む地域の男女共同参画を取り巻く状況を気づかせる効果も期待できます。

○ 「現状と課題」、「施策の方向」及び「具体的取組み」の関係

「現状と課題」、「施策の方向」及び「具体的取組み」については、それぞれが相互に関係するものです。

地域の実情を踏まえた「現状と課題」に対応する方向性として「施策の方向」を定め、それを具体化するための取組みとして「具体的取組み」があります。

つまり、男女共同参画社会の形成のための体系下の各目標等において、それぞれの「現状と課題」は、行政の取組みを展開する上で、根本的な認識であると言えます。

○ 共通認識としての「現状と課題」

男女共同参画社会の形成のためには、様々な部局にまたがる取組みが必要であり、関係する「現状と課題」についても、複数の部局の視点で認識する必要があります。

「現状と課題」については、担当部局が「たたき台」を作成し、それをワーキンググループで検討していくことで、共通認識を形成しながら、様々な角度から見た「現状と課題」をまとめていくことができます。

4 計画の内容 【参考】

<参考> 県の「ふくしま男女共同参画プラン」における「現状と課題」の例

基本目標II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

[現状と課題]

【ポイント】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査（平成21年福島県）

（以下「意識調査」という。）の結果を見ると、賛成傾向は40.2%、反対傾向は51.3%で前回（平成16年）と同様の結果となっており、固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方方が過半数を占めるようになってきました。

しかし生活実態では、家事労働について「全部」あるいは「大部分」自分が行っているとの回答は、男性11.9%に対し、女性63.4%となっており、女性の回答者の半数以上が就業していることと考え合わせると、女性の負担が依然として大きくなっています。

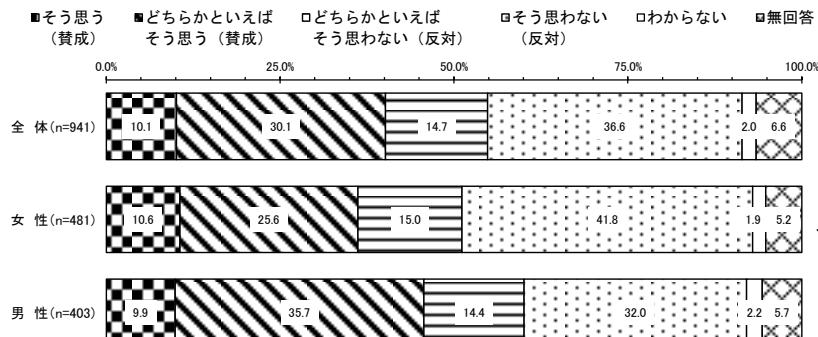
このように、県民の意識は変化しつつありますが、まだ固定的な性別役割分担意識が根強く残っているために、家事・育児・介護などの多くを女性が担い、女性の就業継続や経済的自立が困難になっています。その延長として生じる男性優位の意識や経済力の格差などが、女性に対する暴力を生み出す土壌であるとも言われています。

一方、男性も、仕事優先の考え方や職場の理解不足、置かれた立場などから、家庭や地域への参画が十分ではありません。このように、男女の生き方の固定化は、社会や家庭にひずみをもたらし、何よりも個人の生き方の自由な選択を妨げています。

男女共同参画に関する広報・啓発については、県や市町村が重要な役割を担っていますが、男女共同参画推進のための計画について、県内市町村の策定率は44.1%（平成23年4月）と全国平均65.9%（平成23年4月、東日本大震災の影響により未調査市町村を除く）と比べ低い水準にあることから、未策定の市町村には計画の策定が望されます。

また、行政以外の多様な媒体・団体によって、個人の選択の幅を広げ、新たな男女のパートナーシップを醸成することに繋がる男女共同参画の考え方について、広報・啓発活動を推進することが重要です。

<『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について>



【ポイント】

特徴的な数値により、地域の実情を客観的に示します。

【ポイント】

男女共同参画の視点から、「課題」を表している数値を示します。

【ポイント】

女性の窮状を示すだけではなく、男性の視点からも問題提起します。

【ポイント】

行政が取り組む項目について、課題を示すことも重要です。

【ポイント】

行政以外の取組みについて、課題を示すことも重要です。

※資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成21年福島県

【ポイント】

特徴的な項目については、グラフとして追加することで分かりやすく示すことができます。

4 計画の内容 【ポイント】

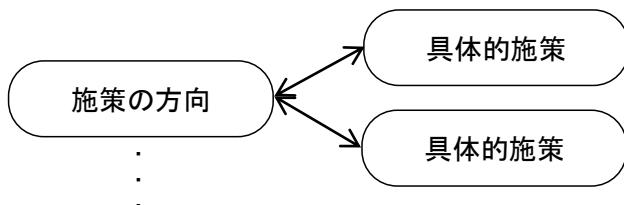
③ 施策の方向及び具体的施策の検討

【ポイント】

- 「施策の方向」及び「具体的施策」は、上位概念とその具体的な内容という関係にあり、検討の際には、両者が整合のとれた内容とします。
- 施策の方向及び具体的施策は、ワーキンググループで、関係部局と協議しながら、共通認識のもとに固めていくようにします。
- 地域の実情を踏まえた「現状と課題」（②現状と課題を体系毎にまとめる（p. 38））に対応する、施策の方向及び具体的施策となるようにします。

○ 「施策の方向」と「具体的施策」の関係

「施策の方向」及び「具体的取組み」は、上位概念とその具体的な内容という関係にあります。 「施策の方向」をいくつかの取組みに展開したものが「具体的施策」であり、逆に、いくつかの「具体的施策」をまとめたものが、「施策の方向」ということになります。



○ 「施策の方向」と「具体的施策」の検討

「施策の方向」と「具体的施策」は、ワーキンググループにおいて検討を進めます。

担当部局が中心となりながら、広範多岐にわたる施策を、男女共同参画の視点からまとめていきます。

「現状と課題」の検討の際と同じように、関係部局と共通認識を持つことができます。

なお、検討を進めていくと、

- ① 「施策の方向」だけがまとまり、「具体的施策」が列挙できない場合
 - ② 「具体的施策」だけが列挙でき、「施策の方向」がまとまらない場合
- があると思われます。

その際には、以下をヒントにしてみてください。

ヒント：5W1H

※ 5W1H

Who誰が What何を Whenいつ Whereどこで Whyどうして Howどのように

- ① 「施策の方向」だけがまとまり、「具体的施策」が列挙できない場合
「施策の方向」中のキーワードについて、「5W1H」を用いて、具体的施策を考えます。
「5W1H」を用いることにより、主体、対象、行動及び場所といった視点から、広がりを持って考えていくことができます。
- ② 「具体的施策」だけが列挙でき、「施策の方向」がまとまらない場合
複数の「具体的施策」を、主体、対象、行動及び場所といったくくりでまとめることで、「施策の方向」を検討することができます。

4 計画の内容 【参考】

○ ふくしま男女共同参画プランにおける例

「現状と課題」、「施策の方向」及び「具体的施策」の関係として、県のふくしま男女共同参画プランを例に挙げます。

基本目標II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

3 多文化共生社会における男女共同参画の推進

(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

[現状と課題]

世界各地から留学や結婚、仕事などで来県した外国籍住民や帰化した住民など外国籍をルーツに持つ住民（以下、「外国籍住民等」という。）の中には、生活習慣や言葉の違いなどから、地域生活や家庭内の問題、住宅問題、就労問題など、生活上様々な困難を抱えているケースがあります。特に女性においては、性による差別を受けやすいため、ジェンダーに敏感な視点での取組が必要です。

来県直後においては、情報の不足によるトラブルに直面しやすいことから、公的な場における外国語表記を始め、生活に関する情報提供を充実する必要があります。

また、行政における相談窓口の充実やNGOの活動による側面支援などにより、地域社会の一員として参画できる環境をつくることが求められています。

こうした環境づくりを進める際には、外国籍住民等が主体的に参画する視点や、その意見が社会に反映されるような仕組みづくりが求められます。

↑
「現状と課題」に対応する施策の方向性をまとめます。
「具体的施策」との整合性を図ります。
↓

[施策の方向]

- ・外国籍住民等の意見も取り入れながら、すべての人がわかりやすい情報の提供や案内表示を推進するとともに、相談体制を一層充実するなど、国籍に関わらず暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- ・NGOとの連携を強化し、NGOの行う男女共同参画に関する国際的な視点を持った国内活動を支援します。

↑
「現状と課題」及び「施策の方向」を踏まえた内容となるようにします。
↓

[具体的施策]

- ①誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、ユニバーサルデザインの普及啓発及び実践を図ります。
- ②県内の外国籍の女性の実態の把握に努めるとともに、相談体制の整備と充実を図ります。
- ③国際理解教育の推進と多文化共生理解の促進に努めます。
- ④通訳や日本語学習サポートできる民間ボランティアや、日本語学習指導者の養成に努めます。
- ⑤県の概要や事業等について、外国語による情報提供に努めます。
- ⑥外国籍の女性の視点や意見などが、行政に反映されるような仕組みづくりに努めます。

[担当部局]

- | | |
|-------|-------|
| 全庁 | 生活環境部 |
| 生活環境部 | 教育庁 |
| 教育庁 | 生活環境部 |
| 生活環境部 | 全庁 |
| 全庁 | 全庁 |

4 計画の内容 【ポイント】

④ 指標の設定

【ポイント】

- 行政の施策及び各活動主体の取組みの成果を明らかにするため、指標を設定します。
- 指標の目標値等は主に以下のように分けられます。
 - ・ 目標値：県行政の努力目標としての数値
 - ・ 期待値：達成が期待される数値
 - ・ モニタリング指標：現時点での状況を示す指標
- 指標の進行管理においては、毎年度、数値を更新し、その結果を公表します。
- 県では、男女共同参画と住民意識は密接な関係があることから、住民意識調査の過去からの結果を、指標と並列して掲載しています。

○ 指標の設定

施策の達成度を、客観的に示すために、関係する指標を設定します。

指標については、体系の小項目（例 I 1 (1)）毎に設定することが望ましく、ワーキンググループ等で調整しながら、個別の指標について検討していきます。

担当事務局で、一括して指標の案を示すのは、困難ですから、関係各課が指標の案を持ち寄り、検討を進めることができます。

○ 指標の目標値等

県における指標の目標値等の説明は以下のようにしています。

- ・ 目標値：県行政の努力目標としての数値

県がその項目について、施策としてあるいは補助金等の投入により政策誘導し推進するもの

- ・ 期待値：達成が期待される数値

県がその項目について直接施策等を推進するものではないが、県行政の男女共同参画社会形成に向けた取組みのなかで、市町村や県民の理解が深まり、結果として達成が期待されるもの

- ・ モニタリング指標：現時点での状況を示す指標

目標値や期待値を設定できないが、男女共同参画の状況を表す指標として毎年その状況を把握し公表するもの

○ 指標の表示

指標についての記載は、以下のように表形式が見やすくなります。

【No.】項目	H24現状値	H32目標(期待)値	
【○】〇〇〇〇	× × %	× × %	→ 目標値
【○】〇〇〇〇	× × %	(× × %)	→ 期待値
【○】〇〇〇〇	× × %	— (モニタリング値)	→ モニタリング指標

進行管理において指標の推移を公表等する際には、計画の表形式に、住民が分かりやすいように情報を追加するなど、表示の充実に努めます。

項目	担当各課(室)	基準値		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度目標(期待)値等	参考 出典							
		H24年度	H25年度													
基本目標II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進																
II-1-1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進																
7	II-1-1 市町村における男女共同参画計画の策定率	青少年・男女共生課	44.1%	45.8%				84%以上	地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査(4/1現在)							

○ 住民意識調査

市町村における住民意識調査の結果は、取りまとめられた報告書によっても確認できるようになりますが、計画にも記載することで、男女共同参画に関する意識の状況を、地域の住民に示し、男女共同参画について、考えることや気づくことへのきっかけとなるものと考えます。

県のプランにおいては、男女共同参画社会の形成のためには、県民に適切な理解が広まり、社会に根強い固定的な性別役割分担意識が解消されることが必要であることから、指標とは別に過去からの県民意識の推移を記載しています。

<参考>県のプランにおける記述（抜粋）

基本目標II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

[県民意識調査] 項 目	H11年	H16年	H21年
男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査（以下「意識調査」と略。）における「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方への賛否	賛成傾向 41.0% 反対傾向 39.1%	賛成傾向 40.3% 反対傾向 51.2%	賛成傾向 40.2% 反対傾向 51.3%
意識調査における「男女の地位の平等感」で男女が平等であると感じる人の割合 (家庭) (職場) (学校教育) (習慣・しきたり)	33.7% 21.3% 58.1% 17.1%	28.3% 16.9% 51.5% 12.8%	28.3% 19.1% 54.3% 15.2%

基本目標III 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

(4) 男性にとっての男女共同参画の推進

[県民意識調査] 項 目	H11年	H16年	H21年
男性の家事の負担割合 (全部) (大部分) (半分ぐらい) (一部している) (まったくしていない)	2.6% 4.8% 11.3% 61.8% 16.3%	3.5% 4.2% 18.4% 60.5% 10.4%	7.2% 4.7% 16.4% 59.3% 8.7%

基本目標IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

(3) 女性の経済的自立の促進

[県民意識調査] 項 目	H11年	H16年	H21年
自分名義の資産保有状況 <女性> (家) (土地) (預金)	16.8% 16.1% 43.5%	18.6% 17.6% 50.3%	20.4% 19.1% 41.6%
<男性> (家) (土地) (預金)	62.5% 55.3% 53.4%	60.5% 49.4% 48.9%	60.8% 51.4% 41.2%

4 計画の内容 【ポイント】

(3) 住民の意見を聴取する

① パブリックコメントの実施

【ポイント】

- 計画の素案を、諮問機関の意見や庁内調整を踏まえてまとめた段階で、公表し、パブリックコメント（住民意見募集）を実施します。
- パブリックコメントの実施を広報誌やＨＰに掲載するなど、住民等に広く周知するよう努めます。
- パブリックコメントによる意見の対応は、必要に応じて、関係する庁内各課と調整した上で、考え方を示すことが望ましいと考えます。

○ パブリックコメントの意義

パブリックコメントは、住民生活に密接に関連する施策等を決定する過程において、住民と情報を共有しながら、多様な意見や情報、専門的な知識等を広く求め、行政の施策形成過程に反映させることで、行政運営の公平性の確保や透明性を向上させることを目的にしています。

○ パブリックコメントを周知する

住民等から様々な意見を聴取するため、パブリックコメントの実施を、広く周知する必要があります。具体的には、以下の手段が考えられます。

- ・ 広報誌に記事を記載する
- ・ ＨＰ（ホームページ）に記事を記載する
- ・ 支所等に、パブリックコメント実施要綱・計画の素案を備え付ける

○ 地域への通勤・通学者も対象にする

計画は、地域に生活する全ての住民に影響を持つものですから、パブリックコメントは、地域に通勤・通学している方も対象にします。

○ パブリックコメントの期間

県におけるパブリックコメントの実施において、意見提出期間は、「すくなくとも1ヵ月以上」としています。

○ 意見の提出方法

意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ及び電子メールが考えられます。
また、標準的な意見提出様式を示すことも必要です。

○ 意見への対応

パブリックコメントにより聴取した住民等からの意見の対応について、必要に応じて、関係する庁内各課と調整した上で、実施機関としての考え方を示すものとします。

また、意見の対応について、庁外機関である諮問機関に示し、合意を得ることも重要であると考えます。

4 計画の内容 【参考】

○ 実施要綱の整備

実施要綱は、前項に挙げた 留意点を踏まえて、分かりやすく作成します。

＜参考＞ 県の計画に関するパブリックコメントの募集要綱は以下のとおりです。

「ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定案）」に関する 県民意見公募について【募集要項】

1 募集の趣旨

東日本大震災及びその後の原子力災害から浮き彫りとなった課題を踏まえ、防災・復興の対応において、男女共同参画の視点を取り入れる必要があること、また、社会経済情勢の変化等に対応した取組を推進する必要があることから、現在、福島県では「ふくしま男女共同参画プラン」の改定作業を行っているところです。そこで、この改定にあたり、県民の皆さまからのご意見を募集します。

2 募集期間

平成24年12月19日（水）から平成25年1月18日（金）まで【必着】

※郵送の場合には、1月18日（金）の消印有効。

3 応募資格

- 「福島県内に住所（所在地）がある個人（団体）」及び「福島県内の事業所等（学校）に通勤（通学）している個人」
- 「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により県外に避難されている個人（団体）」

4 提出方法

「県民意見提出書」（別添）、又は、下記「〔県民意見提出書〕の形式」により、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送
- (2) FAX
- (3) 電子メール（件名を『「ふくしま男女共同参画プラン改定案」に関する意見』としてください。）

〔県民意見提出書〕の形式

あて先：福島県生活環境部青少年・男女共生課

氏名（団体の場合は名称）：

住所（又は所在地）：〒

電話番号：

ご意見：

〈該当箇所〉 (ページ及び行目)

〈ご意見の内容とその理由〉

4 計画の内容 【参考】

5 県民意見提出書の提出先及び問い合わせ先

上記の「県民意見提出書」により、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

- (1) あて先：福島県生活環境部青少年・男女共生課（電話：024-521-7188）
- (2) 郵送の場合：〒960-8670（固有郵便番号のため、所在地の記載は不要です。）
- (3) FAXの場合：024-521-7887
- (4) 電子メールの場合：youth-danjo@pref.fukushima.lg.jp

6 提出されたご意見の取扱

- (1) ご意見は、「ふくしま男女共同参画プラン」の改定に関する最終とりまとめ作業において参考とさせていただきます。
- (2) ご意見の概要及びこれに対する県の考え方については、この改定作業の完了後に、県のホームページ上で一定期間公表します。
- (3) 福島県情報公開条例に基づく公文書開示請求がなされた場合、個人の氏名、住所及び電話番号を除き、ご意見の概要等が開示される場合もありますので、あらかじめご承知おきください。
- (4) 提出いただいた書類等は返却いたしません。
- (5) 電話や匿名によるご意見の提出は受け付けられません。
- (6) ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご承知おきください。

7 添付資料（※）

- ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定案）【全文】
- 県民意見提出書
- ふくしま男女共同参画プランの「改定方針」
- ふくしま男女共同参画プランの「改定体系案（新旧対照表）」

※ これらの資料（電子ファイル）は、次の福島県のホームページからダウンロードできます。

【福島県ホームページ（トップ）→「みんなの声」県民意見公募（ハッピーリックメント）】

◆ 問い合わせ先

福島県生活環境部青少年男女共生課

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎8階）

電話 024-521-7188（直通外線） FAX 024-521-7887

電子メール youth-danjo@pref.fukushima.lg.jp

4 計画の内容 【ポイント】

② 意見交換会の実施

【ポイント】

- 計画の素案について、より直接的に住民に説明し、また、意見を聴取するため、パブリックコメントの他に、意見交換会を開催することが有効です。
- 所管地域が広域であり、その中の地域性が異なる場合には、複数の会場で意見交換会を開催することが望ましいと考えます。

○ 地域性を踏まえた意見交換会の実施

県では、「ふくしま男女共同参画プラン」の策定について、「うつくしま県民意見公募（パブリックコメント）」により広く県民からの意見聴取を行ったほか、福島県の広域性、方部毎に分けられる地域性を考慮し、県内3方部（浜通り・中通り・会津地方）において、県民、関係団体及び市町村担当者を招いての意見交換会を行いました。

○ 開催時期

計画の素案を住民等へ直接説明し、意見を聴取する意見交換会は、パブリックコメント期間中に実施し、パブリックコメントと合わせて周知することで、より多くの意見等を期待することができます。

なお、パブリックコメント期間の中間時期において開催することで、以下の効果を期待することができます。

- ・ パブリックコメント前半から、計画について意見を持つ住民等から直接聴取ができる。
 - ・ パブリックコメント前半では、計画に関わりが薄かった住民等に、計画を説明し、意見を聴取することができる。
- また、その後のパブリックコメントでの意見提出を促すことができる。

○ 資料の事前送付

意見交換会への出席予定者には、資料（計画の素案等）を事前に送付し、会議当日に円滑な意見交換が行われるようにします。

○ 意見への対応

意見交換会により聴取した住民等からの意見の対応について、必要に応じて、関係する府内各課と調整した上で、実施機関としての考え方を示すものとします。

また、意見の対応について、府外機関である諮問機関に示し、合意を得ることも重要であると考えます。

4 計画の内容 【ポイント】

(4) 計画の決定・広報啓発

【ポイント】

- パブリックコメントや意見交換会により、聴取した住民等からの意見への対応を経て、計画を決定します。
- 決定した計画は、速やかに公表し、住民等への広報啓発を行います。
- 周知では、ＨＰへの掲載のほか、冊子（概要版を含む）を作成し、関係機関へ送付するとともに、機会を捉えて住民等に説明するようにします。

○ 本部会議で決定する

策定のための庁内体制（p. 9）の本部会議の議題として、計画を決定するものとし、各施策に影響力がある庁内体制の全構成委員で、計画策定についての共通認識を持つようにします。

○ 公表

計画を策定したことを、ホームページに掲載するとともに、記者クラブへの情報提供など、各種メディアを活用し、周知を行います。

また、広報誌の特集・連載記事とするなど、住民全体に伝わるよう、広報・啓発活動を展開します。

なお、諮問機関の委員等庁外の関係者、関係団体には、計画を策定した旨通知します。

○ 概要版の作成

周知のためには、概要版を作成し、計画の内容を、分かりやすく伝えることが重要です。

概要版は、計画の内容について、ポイントや要点を中心にまとめたものとし、さまざまな機会を捉えて説明する際の資料として利活用します。

5 計画の進行管理

5 計画の進行管理 【ポイント】

5 計画の進行管理

(1) 進行体制（担当部局・本部会議・諮問機関）

【ポイント】

- 進行体制は、策定のための庁内体制（p. 9）を継承することとし、進行管理における役割は、概ね以下のとおりです。
 - ・ 担当部局：計画に沿った事業展開のための庁内の調整機能
 - ・ 本部会議：推進状況の確認や事業展開の方向性についての庁内の合意形成
 - ・ 諮問機関：庁外からの意見聴取及びチェック機能
- 本部会議は、市町村長を「長」、各部局長を「メンバー」とする意思決定機関です。
- 諮問機関は、住民、NPOの代表及び学識経験者等を構成委員とする、庁外のチェック機関です。

○ 担当部局の役割

担当部局は、計画の推進のために、男女共同参画という一定の視点を持って、庁内の事業展開を確認し、調整を行います。

また、複数の部局にわたる事業分野について、連携・協力を模索し、事業の企画を行います。

○ 本部会議の役割

本部会議は、計画策定後も男女共同参画社会の形成に向けて、様々な決定を行うとともに、庁内一丸となって取り組んでいくための共通認識を持つ場です。

本部会議において、事業展開及び進捗状況の確認、部局間の調整、方向性等の決定などを行います。

○ 諮問機関の役割

諮問機関は、計画の進行管理において、庁外からの意見聴取及びチェック機能を期待するものです。

委員には、担当部局が選定した関係団体や学識経験者だけではなく、公募による枠を設け、広く意見を求めることができる構成にします。（p. 12）

5 計画の進行管理 【ポイント】

(2) 進行管理 (PDCA)

【ポイント】

- 計画の進行管理は、P D C A (Plan Do Check Action) サイクルに基づいて行います。
- 以下の項目によるP D C Aサイクルを進め、継続的に事業展開を改善していきます。
 - P : 各年度における事業計画、次期計画の策定・見直し
 - D : 計画に基づいた施策の展開
 - C : 実績（施策内容・指標）の確認→諮問機関の意見を聴取
　　住民意識調査の実施
 - A : 次年度以降の事業を改善（Cの結果の反映・活用）
- 計画期間中の各年度では、P D C Aによるサイクルを進め、次期の計画策定時に、改善点として対応します。

○ P l a n (計画の策定・見直し)

計画に基づき、各年度の事業計画を定めます。

また、以下の各年度のPDCAを踏まえて、次期計画の策定・見直しを行います。

○ D o (計画に基づいた施策の展開)

庁内各部局が連携して、計画に基づいた施策を展開します。

年度当初には、計画の体系毎に事業の概要を記載した「関係事業一覧（年度計画）」を作成し、進行管理に活用します。

事業結果が、関係指標として設定されている場合、目標値等を達成するための事業展開を行うという視点も必要になります。

○ C h e c k (実績の確認)

(1) 庁内体制（担当部局・本部会議）によるCheck

① 担当部局のCheck

施策の実績及び指標の推移を確認するため、次年度当初に、庁内照会を行います。

ア 施策の実績について

以下の点に留意します。

- ・ 計画の内容に基づき実施しているか
- ・ 参加者、実施回数等は目標を達成しているか

イ 指標の推移について

以下の点に留意します。

- ・ 指標の推移は、目標値等に向かい改善しているか
- ・ 指標の推移の原因を、客観的に把握しているか

② 本部会議のCheck

本部会議では、①担当部局のCheckによる報告を受け、施策の実績及び指標の推移を確認するとともに、進捗についての現状と課題を意見交換することで、共通認識を持つことができます。

→ ①②のCheckを踏まえて、次年度以降の事業展開に反映させるべき、必要な改善点を明確にします。

計画そのものの改善点については、それを踏まえた事業展開を行うとともに、次期計画の改善点として蓄積し、次期計画の策定時に対応します。

5 計画の進行管理 【ポイント】

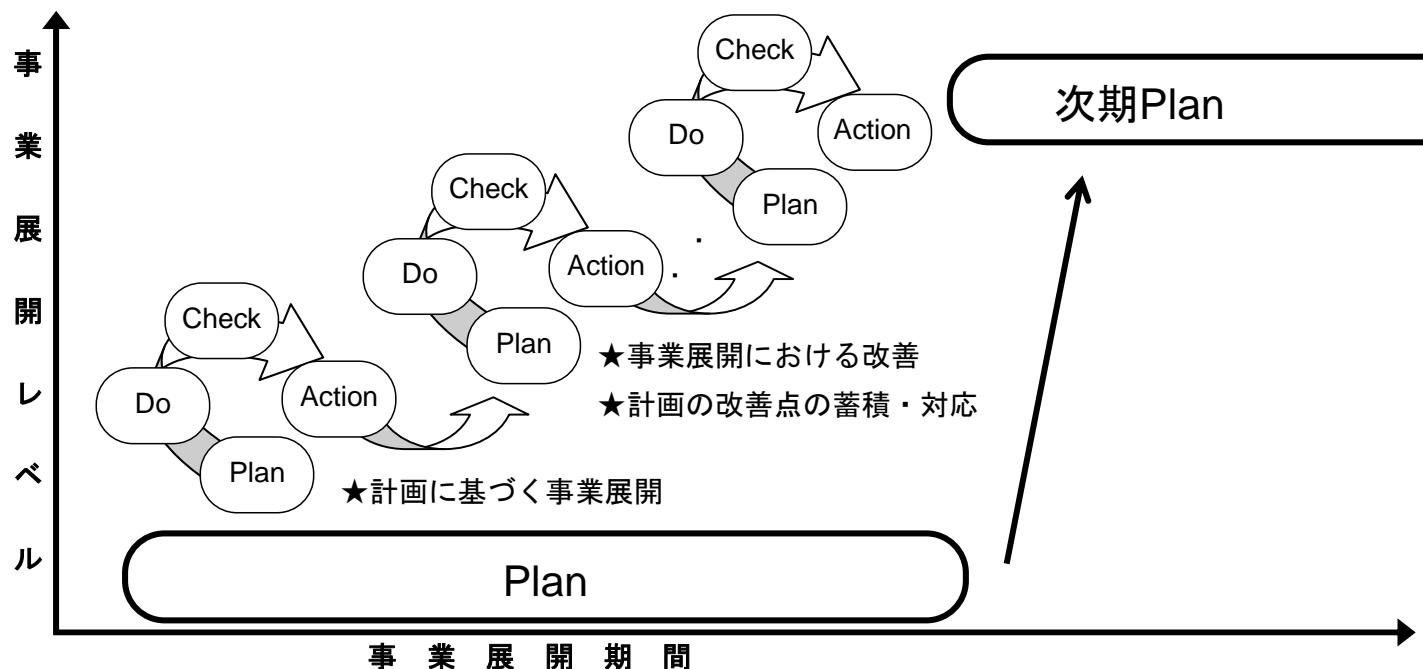
(2) 諮問機関による Check

諮問機関では、施策の実績や指標の推移を確認するとともに、事業展開に必要な点等を意見聴取します。

○ Action (改善)

Check (実績の確認) を踏まえて、改善点を次年度以降の事業展開に反映させます。

<参考>PDCAサイクル イメージ図



参考資料

- ・ 男女共同参画社会基本法 (p. 54～)
- ・ 福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例 (p. 59～)
- ・ 県民意識調査票 (p. 64～)

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社

会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他

の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

参考資料 男女共同参画社会基本法

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例（平成十四年三月二十六日福島県条例第十七号）

福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例をここに公布する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第九条—第二十条)

第三章 福島県男女共同参画審議会(第二十一条—第二十三条)

第四章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理(第二十四条・第二十五条)

附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。しかしながら、社会的、文化的につくられた性差、いわゆるジェンダーに起因する固定的な役割分担意識に基づく社会慣行、あるいは暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害が依然として存在し、人権の世紀といわれる二十一世紀においてなお取り組むべき多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、社会の成熟化、国際競争の激化などの我が国を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応するためにも、男女の別なく持てる力を十分に發揮することができる社会の形成が求められている。

このような中、本県においては、地域コミュニティ機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根強いため、結果として男女の実質的な平等の実現が阻害され、また、女性に占める働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画も進んでいない状況にある。

こうした現状を深く認識し、豊かで活力ある福島県を築いていくため、すべての県民が男女の別なく一人ひとりの個人として尊重され、それぞれが持つ自己の個性や能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うこと、すなわち、男女共同参画の推進に県民の総意として取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するた

め必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮して行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、学校、地域等における活動と共に参画することができるようすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮することを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者及び市町村と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、県民、事業者及び市町村に対して男女共同参画の推進に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 4 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備し、並びに財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為(精神的な苦痛を著しく与える行為を含む。以下同じ。)を行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女間ににおける暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、福島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民及び事業者の理解の促進)

第十一条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解の促進を図るため、学校教育その他のあらゆる教育の分野において男女共同参画を推進するための施策を実施するとともに、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第十二条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並びに男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置への支援)

第十三条 県は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(政策等の立案から決定までの過程における共同参画の促進)

第十四条 県は、県の政策の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 県は、市町村及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保することを促進するため、当該市町村及び民間の団体に対して情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(女性の人才培养)

第十五条 県は、女性の人才培养のための教育及び研修の機会の充実に努めるものとする。

(家庭生活と職業生活の両立への支援)

第十六条 県は、男女が共に家庭生活と職業生活を両立することができるよう県民及び事業者に対して必要な支援を行うものとする。

(自営業に従事する女性に対する支援)

第十七条 県は、家族経営による自営業に従事する女性が主体的にその能力を発揮し、その対等な構成員として方針の立案から決定までの過程に参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(性別による人権侵害の防止等)

第十八条 県は、第七条に規定する行為の防止に努めるとともに、県民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された場合は、その相談を受け付け、必要に応じ、一時保護その他の支援を行うものとする。

(報告の徴収等)

第十九条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるとときは、事業者に対して男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、事業者における男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、事業者を表彰する等その取組を促進するための施策を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第三章 福島県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第二十一条 知事の附属機関として、福島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事が適當と認める者のうち五名以内を公募するものとする。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理

(施策に関する申出等)

第二十四条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、当該意見を知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を置く。
- 3 男女共同参画推進員は、次に掲げる事務を行う。
 - 一 第一項の規定による申出を受け付け、当該申出に関する必要な調査等を行うことにより、当該申出を適切に処理すること。
 - 二 第一項の規定による申出に係る施策について、必要に応じ、関係する県の機関に対して意見を述べること。

(規則への委任)

第二十五条 この章に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、同年七月一日から施行する。



男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査 ～ご協力のお願い～

県民の皆様には、日頃から県政の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、福島県では、「ふくしま男女共同参画プラン」に基づき、県民や事業者の皆様と協働し、連携を図りながら男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めております。

人口減少・高齢化の進行、地域社会や家族形態の変化など、社会情勢が急速に変化する中、女性が活躍できる社会づくりの重要性が増しております。

つきましては、今後の施策の参考とさせていただくために、県内にお住まいの20歳以上の方2,000人を無作為に抽出させていただき、男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査を実施することといたしました。

調査の趣旨をご理解いただき、年始でお忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力くださるようお願いいたします。

平成27年1月

福島県生活環境部青少年・男女共生課

ご回答にあたってのお願い

- この調査は、個人を対象にしていますので、お送りした封筒に書かれているあて名の方ご自身がご記入ください。（ご本人による記入が困難な場合は、ご家族などがご本人から聞き取って代筆をお願いします。）
- この調査は、無記名でお願いします。また、この調査票に記入された内容は統計的に処理しますので、内容が外部に漏れたりしてご迷惑をおかけしたりすることは決してございません。どうぞありのままをお答えください。
- 特にことわり書きがない限り、全ての質問にお答えください。
- 回答は問1から順に、質問ごとに用意した答えの中から、あなたのお考えに近いものの番号に○をつけてお答えください。なお、質問によっては、1つだけ選んでいただく場合と、複数選んでいただく場合もありますので、各質問に従ってお答えください。
- 質問の回答で、「その他」を選んでいただいた場合は、()内にその内容を具体的にご記入ください。
- 誤った番号に○をつけた場合は、はっきりと×により消して、改めて正しい番号に○をつけてください。
- ご記入いただいた調査票は、お手数でも三つ折りにして同封の返信用封筒に入れ、1月16日(金)までにご投函くださいますようお願いします。（お名前を書いていただく必要はありません）

本調査について、お問い合わせなどございましたら、下記までご連絡をお願いします。

福島県生活環境部青少年・男女共生課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

T E L : 024-521-7188 (直通)

F A X : 024-521-7887

【はじめに、あなたご自身のことについてお伺いします。】

(フェイスシート)

F 1 あなたのお住まいは次のどの地域ですか。

- 1 県北地域 3 県南地域 5 南会津地域 7 いわき地域
2 県中地域 4 会津地域 6 相双地域

お住まいの地域がおわかりにならない場合は、以下に市町村名をご記入ください。
()

F 2 あなたの性別をお知らせください。

- 1 男 2 女

F 3 あなたの年齢をお知らせください。

- 1 20～29歳 3 40～49歳 5 60～69歳
2 30～39歳 4 50～59歳

F 4 あなたの現在のご職業は何ですか。

複数の職業をお持ちの方は、主にあてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

【自営業】

- 1 農・林・漁業（農業・林業・漁業の自営者、家族従業者）
2 商・工・サービス業（小売店・飲食店・理髪店などの自営者、家族従業者）
3 自由業（開業医・弁護士・芸術家・茶華道の師匠などの自営者、家族従業者）

【勤め人】 ※雇用形態についても併せてお答えください。

- 4 役員・管理職（民間会社・官公庁の課長級以上）
ア 常勤（フルタイム） イ パートタイム（パート、アルバイト、嘱託その他） ウ その他
- 5 専門技術者（勤務医・看護師・研究員・教員・栄養士・保育士・技術者など）
ア 常勤（フルタイム） イ パートタイム（パート、アルバイト、嘱託その他） ウ その他
- 6 事務職（一般事務職・司書など）
ア 常勤（フルタイム） イ パートタイム（パート、アルバイト、嘱託その他） ウ その他
- 7 労務・技能職（技能工・調理師・自動車運転手・労務員など）
ア 常勤（フルタイム） イ パートタイム（パート、アルバイト、嘱託その他） ウ その他
- 8 販売・サービス業（外交員・販売員・理美容師・飲食店の接客員など）
ア 常勤（フルタイム） イ パートタイム（パート、アルバイト、嘱託その他） ウ その他

【無職】

- 9 主婦・主夫
- 10 学生
- 11 その他 (具体的に :)
- 12 無職

F 5 失礼ですが、あなたはご結婚(事実婚を含む)されていますか。

- 1 未婚
- 2 既婚 (配偶者あり)
- 3 既婚 (配偶者と離別・死別)

↓

F 5-1 お宅は共働きですか。

- 1 共働きである
- 2 共働きでない

F 6 お宅の家族形態をお知らせください。

- 1 あなただけの単身世帯
- 2 夫婦だけの世帯
- 3 親と子の世帯
- 4 親と子と孫の世帯
- 5 その他
- 6 (具体的に :)

F 7 あなたにはお子さんがいらっしゃいますか。

- 1 いる
- 2 いない

↓

F 7-1 あなたのお子さんは次のどれにあたりますか。(○はいくつでも)

- 1 乳児
- 2 幼児
- 3 小学生
- 4 中学生
- 5 高校生
- 6 大学、大学院生 (高専、短大、専門学校を含む)
- 7 学校を卒業した (中退を含む) 未婚の子ども
- 8 学校を卒業した (中退を含む) 既婚の子ども

F 8 あなたの最終卒業学校をお知らせください。

- 1 中学校
- 2 高等学校
- 3 各種専門・専修学校
- 4 短大・高等専門学校
- 5 大学 (中退を含む)
- 6 大学院 (中退を含む)

【引き続き、男女共同参画・女性の活躍促進についてお伺いします。】

I 男女の地位の平等感、男女の生き方についてお伺いします

問1 あなたは次のような各分野で、男女の地位が平等になっていると思いますか。

①～④のそれぞれの項目ごとにお答えください。 (それぞれ○は1つだけ)

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
① 家庭において	1	2	3	4	5	6
② 職場において	1	2	3	4	5	6
③ 学校教育の場において	1	2	3	4	5	6
④ 習慣・しきたりの面から	1	2	3	4	5	6

問2 女性及び男性の生き方として、あなたが望ましいと思うのは、どのような生き方でしょうか。

女性の生き方、男性の生き方両方についてお答えください。

【女性の生き方について】 (○は1つだけ)

- 1 家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念する
- 2 家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
- 3 家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる
- 4 仕事にも携わるが、家庭生活又は地域活動を優先させる
- 5 仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念する
- 6 わからない

【男性の生き方について】 (○は1つだけ)

- 1 家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念する
- 2 家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
- 3 家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる
- 4 仕事にも携わるが、家庭生活又は地域活動を優先させる
- 5 仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念する
- 6 わからない

II 家庭、結婚観についてお伺いします

問3 仕事や家庭など、家庭の生活に必要な労働について、あなたはどのくらい分担していますか。

①～③のそれぞれについて、一番近いものを選んでください。

① 家 事【あなたがしている割合】 (○は1つだけ)

- | | | |
|-------|----------|-------------|
| 1 全部 | 3 半分くらい | 5 まったくしていない |
| 2 大部分 | 4 一部している | |

② 育 児【あなたがしている割合】 (○は1つだけ)

- | | | |
|-------|----------|-------------|
| 1 全部 | 3 半分くらい | 5 小さい子どもはない |
| 2 大部分 | 4 一部している | |

③ 介 護【あなたがしている割合】 (○は1つだけ)

- | | | |
|-------|----------|---------------|
| 1 全部 | 3 半分くらい | 5 介護が必要な家族はない |
| 2 大部分 | 4 一部している | |

問4 次にあげた①～⑥の結婚、家庭、離婚に関する考え方について、それぞれあなたのお考えに最も近いものをお選びください。 (それぞれ○は1つだけ)

	そう思う	どちらかといえどそう思う	どちらかといえどそう思わない	そう思わない	わからない
① 結婚は個人の自由であるから、人は結婚してもしなくともどちらでもよい	1	2	3	4	5
② 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
③ 女性は結婚したら自分のことより、夫や子どもを中心に考えて生活したほうがよい	1	2	3	4	5
④ 結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
⑤ 一般に、今の社会では離婚すると女性のほうが不利である	1	2	3	4	5

問5 最近、出生数が少なくなっていますが、あなたはその理由は何だと思いますか。
(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 1 子どもの教育にお金がかかるから | 8 結婚しない人が多いから |
| 2 育児の心理的、肉体的負担がかかるから | 9 結婚しないで子どもをもつことに
対して、抵抗感が強いから |
| 3 育児の負担がもっぱら女性にかかるから | 10 子どもが欲しくないから |
| 4 家が狭いから | 11 その他
(具体的に:) |
| 5 経済的に余裕がないから | 12 わからない |
| 6 仕事をしながら子育てをするのが困難だから | |
| 7 自分の趣味やレジャーと両立しないから | |

III 子どもの教育についてお伺いします

問6 あなたのお子さんには、どの程度の教育を受けさせたいと思いますか。
お子さんがいらっしゃらない方、お子さんが既に学校を終えられた方も、ご自分に女の子と男の子
がいると仮定してお答えください。(それぞれ○は1つだけ)

【女の子の場合】

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 中学校 | 5 大学 |
| 2 高等学校 | 6 大学院 |
| 3 各種学校
・専修学校 | 7 その他
() |
| 4 短期大学 | 8 わからない |

【男の子の場合】

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 中学校 | 5 大学 |
| 2 高等学校 | 6 大学院 |
| 3 各種学校
・専修学校 | 7 その他
() |
| 4 短期大学 | 8 わからない |

問7 次の世代を担う子どもたちに対して、家庭や学校で人権や男女平等意識の育成を重視した教育が重
要であるという考え方がありますが、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 学校における、特別活動やクラブ活動等の役割分担について、男女を問わず、生徒個人の希望と
能力を重視する
- 2 学校における、進路指導や職業教育について、男女を問わず、生徒個人の希望と能力を重視する
- 3 学校において、人権や男女平等に関する授業を行う
- 4 学校のクラス名簿に男女混合名簿の導入を推進する
- 5 家庭教育学級、PTA等の会合などを活用し、保護者や地域の方を対象とした人権や男女平等に
関する講座を行う
- 6 学校の教員に対し、人権や男女平等に関する研修を行う
- 7 女性の校長や教頭を増やす
- 8 今のままでよい
- 9 その他 ()
- 10 わからない

IV 職業についてお伺いします

–現在、収入をともなう仕事をしていらっしゃる方(学生の方のアルバイトは除く)にだけお聞きします–

問8 あなたが仕事をしている理由は何ですか。 (○はいくつでも)

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 生計を維持するため | 9 視野を広げたり、友人を得るため |
| 2 家計の足しにするため | 10 社会に貢献するため |
| 3 住宅ローンなど借金の返済のため | 11 仕事をするのが好きだから |
| 4 教育資金を得るため | 12 働くのが当然だから |
| 5 将来に備えて貯蓄するため | 13 時間的に余裕があるから |
| 6 自分で自由に使えるお金を得るため | 14 家業だから |
| 7 生きがいを得るため | 15 その他(具体的に:) |
| 8 自分の能力・技能・資格を生かすため | 16 わからない |

–これまでに仕事を退職した経験のある方にだけお聞きします–

問9 あなたが仕事を辞めた理由は何ですか。 (○はいくつでも)

- | | |
|--|--------------------|
| 1 独立するため | 12 結婚のため |
| 2 別の仕事を経験するため | 13 出産、育児のため |
| 3 仕事が自分に向いていないため | 14 子どもの教育のため |
| 4 仕事や待遇に対する不満があったため | 15 介護のため |
| 5 職場の人間関係のため | 16 家事専念のため |
| 6 職場のセクシュアル・ハラスメント [*] 、
パワー・ハラスメント [*] のため | 17 配偶者の転勤のため |
| 7 勤め先の都合(事業縮小等) | 18 親と同居するため |
| 8 職場での結婚・出産退社の習慣があったため | 19 家業を継ぐ(手伝う)ため |
| 9 休業後の職場復帰がスムーズに
行かなくなったため | 20 家業を後継者に譲ったため |
| 10 経済的に働く必要がなくなったため | 21 自分の健康上の理由 |
| 11 家族の同意・協力が得られないと | 22 定年ため |
| | 23 その他
(具体的に:) |

※セクシュアル・ハラスメントとは：

一般的に、相手が望まない性的な意味合いを持つ言動を相手に強いることをいい、「性的いやがらせ」と訳されることが多い。「セクハラ」ともいう。

※パワー・ハラスメントとは：

一般的に、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為をいう。「パワハラ」ともいう。

問10 あなたは、一般的に女性が職業を持つことについてどうお考えになりますか。
次の中からあなたのお考えに一番近いものを選んでください。 (○は1つだけ)

- 1 職業は一生持ち続けるほうがよい
- 2 結婚するまでは、職業を持つほうがよい
- 3 子どもができるまでは、職業を持つほうがよい
- 4 子どもができたら職業を辞め、子どもが大きくなったら再就職するほうがよい
- 5 女性は職業を持たないほうがよい
- 6 その他(具体的に：)
- 7 わからない

問11 女性が働き続けるために必要なことは何だと思いますか。
特に重要だと思うものを選んでください。 (○は3つまで)

- 1 賃金、仕事内容など、労働条件面での男女差をなくす
- 2 パート、派遣労働等の労働条件を改善する
- 3 労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせるなど、働きやすい労働条件とする
- 4 セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)のない職場をつくる
- 5 女性に対して研修や職業訓練の機会を確保する
- 6 女性に対して昇進、昇格の機会を確保する
- 7 女性自身が意欲・能力を高める
- 8 託児施設、託児サービスを充実する
- 9 介護施設、介護サービスを充実する
- 10 育児・介護等で退職した後に再雇用する制度を充実する
- 11 家族の理解や協力を得る
- 12 家事・育児・介護は女性がするものという社会の意識を改める
- 13 仕事と家事・育児・介護の両立(ワーク・ライフ・バランス[※])のための職場の支援制度を充実する
- 14 その他(具体的に：)
- 15 わからない

※ワーク・ライフ・バランスとは：

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。「仕事と生活の調和」ともいう。

Ⅴ 女性の活躍促進についてお伺いします

問12 あなた自身あるいはあなたの身近にいる女性は仕事や地域活動で活躍していると思いますか。
(○は1つだけ)

- 1 活躍している
- 2 どちらかといえば活躍している
- 3 どちらかといえば活躍していない
- 4 活躍していない

(問12で、1 または 2 を回答した方にだけお聞きします)

問12 補助質問1 活躍していると感じている理由は何ですか。 (○は3つまで)

- 1 産休・育休などの支援制度が充実し、女性社員の退社が減っている
- 2 女性の経営者や管理職が増えている
- 3 管理職でないが活躍する女性が増えている
- 4 女性の職域(研究開発、マーケティング、営業など)が広がっている
- 5 各種報道などで女性の活躍を目にする機会が増えた
- 6 女性のキャリア意識が上がっている
- 7 長時間労働の慣習が改善されてきている
- 8 PTAや自治会の会長等役職に就いている女性が増えている
- 9 その他(具体的に)

(問12で、3 または 4 を回答した方にだけお聞きします)

問12 補助質問2 活躍していないと感じている理由は何ですか。 (○は3つまで)

- 1 産休・育休などの支援制度が不充実である
- 2 産休・育休などの支援制度があっても利用しにくい(できない)
- 3 女性の経営者や管理職が少ない
- 4 女性の職域が限定的である
- 5 女性のキャリア意識が向上していない
- 6 出産・育児などのため、男性に比べキャリア形成が難しい
- 7 男性優位の考え方があわっていない
- 8 長時間労働の慣習が改善されていない
- 9 PTAや自治会の会長等役職に就いている女性がいない
- 10 その他(具体的に)

問13 女性が活躍するには何が必要だと思いますか。 (○は3つまで)

- 1 企業トップが女性の活躍促進に積極的であること
- 2 職場の上司・同僚が、女性が働くことについて理解があること
- 3 育児・介護等との両立についての職場の支援制度が整っていること
- 4 企業内で長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟であること
- 5 身近に活躍している女性(ロールモデル)がいること
- 6 仕事が適正に評価されていること
- 7 職域が拡大されるなど、仕事にやりがいがあること
- 8 キャリア形成のための研修制度があること
- 9 保育施設が充実していること
- 10 国や地方自治体など行政による企業支援があること
- 11 地域社会が自治会などの地域活動に女性の参画の必要性を認めること
- 12 その他 (具体的に)

問14 男性の育児休暇取得についてどう思いますか。 (○は1つだけ)

- 1 賛成
- 2 どちらかといえば賛成
- 3 どちらかといえば反対
- 4 反対

問15 働く女性が、出産・育児の際にどのような選択をするのが望ましいと思いますか。 (○は1つだけ)

- 1 早期に復職し、仕事に専念する
- 2 職場の支援制度(育児休暇等)を活用した上で、仕事を継続する
- 3 退職し、育児を終えてから再就職する
- 4 退職し、専業主婦になる

(問15で、1 または 3 を回答した方にだけお聞きします)

問15 補助質問 復職・再就職する際どのような支援が必要だと思いますか。 (○は1つだけ)

- 1 短時間勤務やフレックスタイムなどの柔軟に働きやすい勤務体制
- 2 保育サービス供給体制の整備・充実
- 3 スムーズに復職できる復職前研修制度
- 4 再就職の再チャレンジや起業のための研修制度
- 5 その他 (具体的に)

問16 リーダー・管理職になりたいと思いますか。 (○は1つだけ)

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 なりたい | 3 できることならなりたくない |
| 2 できることならなりたい | 4 なりたくない |

(問16で、1 または 2 を回答した方にだけお聞きします)

問16 補助質問1 なぜなりたいと思いますか。 (○は1つだけ)

- 1 責任を持った仕事がしたい
- 2 能力やスキルを思う存分に活かしたい
- 3 仕事を通して、社会に貢献したい
- 4 その他 (具体的に)

(問16で、3 または 4 を回答した方にだけお聞きします)

問16 補助質問2 なぜなりたくないと思いますか。 (○は1つだけ)

- 1 責任を持ちたくない
- 2 能力やスキルが十分でない
- 3 人間関係で苦労したくない
- 4 その他 (具体的に)

VI 介護についてお伺いします

問17 あなたは、自分の家族の中に介護を要する人がいる場合、または、もし家族が介護を要する状態となつた場合、どのようにしたいとお考えですか。 (○は1つだけ)

- 1 行政や外部のサービスには頼らず、自分で介護したい(している)
- 2 ホームヘルパー等の在宅福祉サービスを利用しながら主に自宅で介護したい(している)
- 3 特別養護老人ホーム等の施設で介護を受けさせたい(受けさせている)
- 4 その他 (具体的に :)
- 5 わからない

(問17で、1 または 2 を回答した方にだけお聞きします)

問17 補助質問 自宅で介護する場合、家族の中では主に誰が介護することになると思いますか。 (○は1つだけ)

- 1 主に、自分が介護すると思う(している)
- 2 主に、自分の配偶者が介護すると思う(している)
- 3 主に、他の家族(女性)が介護すると思う(している)
- 4 主に、他の家族(男性)が介護すると思う(している)
- 5 その他 (具体的に :)
- 6 わからない

問18 もしあなた自身が介護をしてもらう状態になった場合、どのようにしてほしいと思いますか。
(○は1つだけ)

- 1 行政や外部のサービスには頼らず、自宅で家族等から介護してもらいたい
- 2 ホームヘルパー等の在宅福祉サービスを利用しながら主に自宅で介護してもらいたい
- 3 特別養護老人ホーム等の施設で介護してもらいたい
- 4 その他（具体的に：）
- 5 わからない

（問18で、1 または 2 を回答した方にだけお聞きします）

問18 補助質問 自宅で介護される場合、主にだれに介護してもらいたいと思いますか。（○は1つだけ）

- | | | |
|--------|--------------|---------|
| 1 配偶者 | 6 その他の家族（女性） | 9 わからない |
| 2 息子 | （具体的に：） | |
| 3 娘 | 7 その他の家族（男性） | |
| 4 息子の妻 | （具体的に：） | |
| 5 娘の夫 | 8 ホームヘルパー等 | |

VII 男女の人権についてお伺いします

問19 あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことですか。次の中から選んでください。（○は1つだけ）

- 1 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
- 2 ポルノ産業や女性の働く風俗営業
- 3 女性のヌード写真などを掲載した雑誌、女性の媚びたポーズなどを使用した広告、女性の身体を強調したテレビ番組など
- 4 女性の容姿を競うミス・コンテスト
- 5 職場におけるセクシュアル・ハラスメント
- 6 家庭内における夫から妻に対する暴力（なぐるなど）
- 7 「女流〇〇」「未亡人」のように女性だけに用いられる言葉
- 8 「女は家庭」「女は補助的仕事」など、男女の固定的な役割分担意識や価値観を押しつけること
- 9 その他（具体的に：）
- 10 特にない
- 11 わからない

問20 女性は、妊娠、出産を担う性であることからもわかるように、男性と女性では異なる体や心の問題に直面することがあります。男女が生涯にわたり心身共に健康であるためには、どのようなことが大切だと思いますか。（○はいくつでも）

- 1 女性が性生活について主体的・総合的に判断する力をつけること
- 2 妊娠、出産、避妊、中絶に関する情報の提供
- 3 学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施
- 4 思春期、青年期、更年期、老年期にあわせた健康づくりの推進
- 5 女性専用外来の設置に代表される、性差医療の充実
- 6 心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備
- 7 職場等でのメンタルヘルス体制の充実
- 8 その他（具体的に：）
- 9 特にない
- 10 わからない

VIII 社会参加についてお伺いします

問21 職業以外に、次のような社会活動、地域活動の中で、あなたが参加しているものすべてあげてください。（○はいくつでも）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 各種ボランティア、NPO | 7 趣味・サークル・スポーツ等の活動 |
| 2 自治会・町内会の役員活動 | 8 政治活動・労働組合活動 |
| 3 子ども会・青少年グループの世話 | 9 環境・美化・自然保護活動 |
| 4 PTA活動 | 10 國際交流、國際理解活動 |
| 5 各種女性団体の活動 | 11 その他（具体的に：） |
| 6 消費者団体等の消費者活動 | 12 参加しているものはない |

問22 本県は、政策、方針決定に関わる役職の女性の割合が全国平均と比べて低い現状にあります。あなたが、次にあげるような政策、方針決定に関わる役職において、今後女性がもっと増えたほうがよいと思うものはどれですか。（○はいくつでも）

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 都道府県、市町村の首長 | 9 労働組合の幹部 |
| 2 国會議員、都道府県議員、市町村議員 | 10 農協の役員 |
| 3 国家公務員、地方公務員の管理職 | 11 自治会、町内会の役員 |
| 4 裁判官、検察官、弁護士 | 12 PTAの役員 |
| 5 大学教授、教育関係の管理職（校長・教頭） | 13 その他（具体的に：） |
| 6 国連などの国際機関の管理職 | 14 今までよい |
| 7 企業の管理職 | 15 わからない |

問23 今後、女性と男性がともに仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

- 1 男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること
- 2 学校教育や生涯学習の場において、男女共同参画についての学習を充実すること
- 3 男女ともに、家事などができるようなしつけや育て方をすること
- 4 男性が生活面において自立できるような能力を身に付けること
- 5 女性自身が経済的に自立し、社会的責任を果たせるような能力を身に付けること
- 6 行政や民間、地域社会などにおける政策・方針決定の場に女性を積極的に登用すること
- 7 雇用機会や昇進など、職場における男女の対等な取り扱いを周知徹底すること
- 8 労働時間短縮や、男女ともに取得しやすい育児、介護、ボランティア等の休暇・休業制度を普及させること
- 9 年功序列、終身雇用等の従来の雇用制度を見直し、再雇用や中途採用枠の拡大など柔軟な制度を普及させること
- 10 パートタイマー、派遣労働者等の労働条件を向上させること
- 11 官民ともに、育児・介護に係る施設や、家事・育児・介護に係るサービス等を充実すること
- 12 その他（具体的に：）
- 13 わからない

IX 配偶者等からの暴力についてお伺いします

問24 「夫の言うことを素直に聞き入れる妻が『良い妻』である」という考え方について、あなたはどう思いますか。（○は1つだけ）

- | | | |
|----------------|------------------|---------|
| 1 そう思う | 3 どちらかといえばそう思わない | 5 わからない |
| 2 どちらかといえばそう思う | 4 そう思わない | |

問25 あなたは、配偶者からの暴力について、相談できる窓口としてどのようなものを知っていますか。あなたがご存じのものをすべてお選びください。（○はいくつでも）

- 1 警察
- 2 法務局、地方法務局、人権擁護委員
- 3 保健福祉（福祉）事務所、女性相談員
- 4 女性のための相談支援センター、男女共生センター
- 5 県庁
- 6 市役所、町村役場
- 7 裁判所
- 8 民間の機関（弁護士会、民間シェルターなど）
- 9 その他（具体的に：）
- 10 相談できる窓口として知っているところはない

問26 あなたは、次にあげた①～⑯のことが夫婦の間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。

①～⑯のそれぞれについてお答えください。（それぞれ○は1つだけ）

	どんな場合でも暴力にあたると思う	暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う	暴力にあたるとは思わない
① 段る、蹴る、首を絞める	1	2	3
② 物を投げつける	1	2	3
③ 刃物などを突きつける	1	2	3
④ 大声でどなる	1	2	3
⑤ 無視する	1	2	3
⑥ 「別れるなら自殺する」などと言う	1	2	3
⑦ 相手が大切にしている物を壊す	1	2	3
⑧ 性行為を強要する	1	2	3
⑨ 避妊に協力しない	1	2	3
⑩ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑪ 生活費を渡さない	1	2	3
⑫ 妻(夫)を働かせない	1	2	3
⑬ 家計を厳しく管理し、金銭的自由を与えない	1	2	3
⑭ 友人などとの付き合いを制限する	1	2	3
⑮ 電話・メールの内容を細かくチェックする	1	2	3
⑯ 子どもに母親(父親)を非難することを言わせる	1	2	3

問27 あなたは、次にあげた①～④のようなことが夫婦の間で行われた場合、警察などの公的な機関が、解決に向けて関わるべきだと思いますか。①～④のそれぞれについてお答えください。
(それぞれ○は1つだけ)

	警察などの公的な機関が何らかの形で関わるべきである	警察などの公的な機関は関わるべきではない	わからない
① 命の危険を感じるくらいの暴力を受ける	1	2	3
② 医師の治療が必要となる程度の暴力を受ける	1	2	3
③ 医師の治療が必要とならない程度の暴力をひんぱんに受ける	1	2	3
④ 医師の治療が必要とならない程度の暴力を何年かに一度受ける	1	2	3

X 地域の慣習についてお伺いします

問28 あなたが住んでいる地域で、男性と女性を差別しているようなしきたりや慣習がありますか。
ありましたら、具体的にご記入ください。

（記入用）

○ ご意見・ご要望 ○

男女共同参画の推進、女性の活躍促進のための対策等について、ご意見、ご要望がありましたらご自由にご記入ください。

（記入用）

以上で質問は終わりです。
お忙しいところ、ご協力をいただきありがとうございました。

福島県生活環境部青少年・男女共生課

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

TEL 024-521-7188 FAX 024-521-7887

ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/danjo-top.html>

Eメール

youth-danjo@pref.fukushima.lg.jp